○特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年特定個人情報保護委員会告示第５号）の一部改正の新旧対照表

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン **（事業者編）** **目次**	**特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン** **（事業者編）** **目次**
［略］	［同左］
第１　はじめに	**第１　はじめに**
「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）に基づく社会保障・税番号制度（以下「番号制度」という。）は、社会保障、税及び災害対策の分野における行政運営の効率化を図り、国民にとって利便性の高い、公平・公正な社会を実現するための社会基盤として導入されるものである。 一方で、番号制度の導入に伴い、国家による個人情報の一元管理、特定個人情報の不正追跡・突合、財産その他の被害等への懸念が示されてきた。	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）に基づく社会保障・税番号制度（以下「番号制度」という。）は、社会保障、税及び災害対策の分野における行政運営の効率化を図り、国民にとって利便性の高い、公平・公正な社会を実現するための社会基盤として導入されるものである。 一方で、番号制度の導入に伴い、国家による個人情報の一元管理、特定個人情報の不正追跡・突合、財産その他の被害等への懸念が示されてきた。
個人情報の適正な取扱いという観点からは、個人情報の保護に関する一般法として、「個人情報の保護に関する法律」（平成15	個人情報の適正な取扱いという観点からは、個人情報の保護に関する一般法として、「個人情報の保護に関する法律」（平成15

改正後	改正前
年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）があり、また、地方公共団体では個人情報の保護に関する条例等において各種保護措置が定められている。	年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第58号）及び「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第59号。以下「独立行政法人等個人情報保護法」という。）の三つの法律があり、また、地方公共団体では個人情報の保護に関する条例等において各種保護措置が定められている。
番号法においては、個人情報保護法に定められる措置の特例として、個人番号をその内容に含む個人情報（以下「特定個人情報」という。）の利用範囲を限定する等、より厳格な保護措置を定めている。	番号法においては、一般法に定められる措置の特例として、個人番号をその内容に含む個人情報（以下「特定個人情報」という。）の利用範囲を限定する等、より厳格な保護措置を定めている。
本ガイドラインは、個人番号を取り扱う事業者（個人情報保護法第２条第11項に規定する行政機関等、地方公共団体及び同法第２条第10項に規定する地方独立行政法人を除く。以下「事業者」という。）が特定個人情報の適正な取扱いを確保するための具体的な指針を定めるものである。	本ガイドラインは、個人番号を取り扱う事業者（独立行政法人等個人情報保護法第２条第１項に規定する独立行政法人等及び「地方独立行政法人法」（平成15年法律第118号）第２条第１項に規定する地方独立行政法人を除く。以下「事業者」という。）が特定個人情報の適正な取扱いを確保するための具体的な指針を定めるものである。
なお、個人情報保護法別表第２に掲げる法人は、番号法及び個人情報保護法第123条によって個人情報保護法が適用される部分の特定個人情報の取扱いについては、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）を参照する必要がある。	

改正後	改正前
本ガイドラインの中で、「しなければならない」及び「してはならない」と記述している事項については、これらに従わなかった場合、法令違反と判断される可能性がある。一方、「望ましい」と記述している事項については、これに従わなかったことをもって直ちに法令違反と判断されることはないが、番号法の趣旨を踏まえ、事業者の特性や規模に応じ可能な限り対応することが望まれるものである。	本ガイドラインの中で、「しなければならない」及び「してはならない」と記述している事項については、これらに従わなかった場合、法令違反と判断される可能性がある。一方、「望ましい」と記述している事項については、これに従わなかったことをもって直ちに法令違反と判断されることはないが、番号法の趣旨を踏まえ、事業者の特性や規模に応じ可能な限り対応することが望まれるものである。
以下、本ガイドラインの構成は、次のとおりとなっている。	以下、本ガイドラインの構成は、次のとおりとなっている。
「第２　用語の定義等」においては、本ガイドラインで使用する用語の定義等を記載している。	「第２　用語の定義等」においては、本ガイドラインで使用する用語の定義等を記載している。
「第３　総論」においては、本ガイドラインの位置付け、特定個人情報に関する番号法上の保護措置の概略等について解説している。	「第３　総論」においては、本ガイドラインの位置付け、特定個人情報に関する番号法上の保護措置の概略等について解説している。
「第４　各論」においては、各項目に要点を枠囲みにして示すとともに、番号法上の保護措置及び安全管理措置について解説している。また、実務上の指針及び具体例を記述しているほか、留意すべきルールとなる部分についてはアンダーラインを付している。	「第４　各論」においては、各項目に要点を枠囲みにして示すとともに、番号法上の保護措置及び安全管理措置について解説している。また、実務上の指針及び具体例を記述しているほか、留意すべきルールとなる部分についてはアンダーラインを付している。

改正後	改正前
＊印は、事業者の実際の事務に即した具体的な事例を記述したものである。なお、事例の記述は、理解を助けることを目的として典型的な例を示したものであり、全ての事案を網羅することを目的とするものではない。 **第２　用語の定義等** 本ガイドラインで使用する用語の定義等については、法令上の定義等に従い、次の表のとおりとする。	＊印は、事業者の実際の事務に即した具体的な事例を記述したものである。なお、事例の記述は、理解を助けることを目的として典型的な例を示したものであり、全ての事案を網羅することを目的とするものではない。 **第２　用語の定義等** 本ガイドラインで使用する用語の定義等については、法令上の定義等に従い、次の表のとおりとする。

項番	用語	定義等
①	［略］	生存する個人に関する情報であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。 一　当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。） 二　個人識別符号が含まれるもの 【番号法第２条第３項、個人情報保護法第２条第１項】

項番	用語	定義等
①	［同左］	生存する個人に関する情報であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。 一　当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。個人情報保護法第２条第２項第２号において同じ。）で作られる記録をいう。同法第18条第２項において同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。） 二　個人識別符号が含まれるもの 【番号法第２条第３項、個人情報保護法第２条第１項】

改正後			改正前		
		※［略］			※［同左］
②～③	［略］	［略］	②～③	［同左］	［同左］
④	［略］	個人情報を含む情報の集合物であって、特定の個人情報について電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして個人情報保護法施行令で定めるものをいう。 【個人情報保護法第16条第１項、個人情報保護法施行令第４条】	④	［同左］	個人情報を含む情報の集合物であって、特定の個人情報について電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして個人情報保護法施行令で定めるものをいう。 【個人情報保護法第２条第４項、個人情報保護法施行令第３条】
⑤	［略］	個人情報データベース等であって、行政機関等以外の者が保有するものをいう。 【番号法第２条第４項】	⑤	［同左］	個人情報データベース等であって、行政機関及び独立行政法人等以外の者が保有するものをいう。 【番号法第２条第４項】
⑥	［略］	［略］	⑥	［同左］	［同左］
⑦	［略］	個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。 【個人情報保護法第16条第３項】	⑦	［同左］	個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。 【個人情報保護法第２条第６項】

改正後			改正前		
⑧	［略］	個人情報取扱事業者（項番⑭）が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして個人情報保護法施行令で定めるもの以外のものをいう。 【個人情報保護法第16条第４項、個人情報保護法施行令第５条】	⑧	［同左］	個人情報取扱事業者（項番⑭）が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして個人情報保護法施行令で定めるもの又は６か月以内に消去することとなるもの以外のものをいう。 【個人情報保護法第２条第７項、個人情報保護法施行令第４条、第５条】
⑨	［略］	［略］	⑨	［同左］	［同左］
⑩	［略］	行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者が番号法第９条第１項から第３項までの規定によりその保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用して処理する事務をいう（→第４－１－⑴1Ａａ）。 【番号法第２条第10項】	⑩	［同左］	行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者が番号法第９条第１項又は第２項の規定によりその保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用して処理する事務をいう（→第４－１－⑴1Ａａ）。 【番号法第２条第10項】

改正後			改正前		
⑪	［略］	番号法第９条第４項の規定により個人番号利用事務に関して行われる他人の個人番号を必要な限度で利用して行う事務をいう（→第４－１－⑴1Ａｂ）。 【番号法第２条第11項】	⑪	［同左］	番号法第９条第３項の規定により個人番号利用事務に関して行われる他人の個人番号を必要な限度で利用して行う事務をいう（→第４－１－⑴1Ａｂ）。 【番号法第２条第11項】
⑫～⑬	［略］	［略］	⑫～⑬	［同左］	［同左］
⑭	［略］	個人情報データベース等を事業の用に供している者（国の機関、地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人を除く。）をいう。 【個人情報保護法第16条第２項】	⑭	［同左］	個人情報データベース等を事業の用に供している者（国の機関、地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人を除く。）をいう。 【個人情報保護法第２条第５項】

第３　総論

第３－１　目的

個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）は、個人情報保護法第128条に基づき、行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いの確保を図ること（個人番号関係事務実施者又は個人番号利用事務実施者に対する指導及び助言その他の措置を講

第３　総論

第３－１　目的

個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）は、個人情報保護法第60条に基づき、個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いの確保を図ること（個人番号関係事務実施者又は個人番号利用事務実施者に対する指導及び助言その他の措置を講ずることを含む。）を任務としている。本ガイドラインは、番号法

改正後	改正前
ずることを含む。）を任務としている。本ガイドラインは、番号法第４条及び個人情報保護法第128条に基づき、事業者が特定個人情報の適正な取扱いを確保するための具体的な指針を定めるものである。	第４条及び個人情報保護法第60条に基づき、事業者が特定個人情報の適正な取扱いを確保するための具体的な指針を定めるものである。
第３－２　本ガイドラインの適用対象等	**第３－２　本ガイドラインの適用対象等**
⑴［略］	**⑴**［同左］
⑵　事業者が番号法の適用を受ける場面 全ての事業者は、個人番号の提供の求めの制限（番号法第15条）並びに特定個人情報の提供の制限（同法第19条）及び収集等の制限（同法第20条）の規定の適用を受ける。また、事業者が番号法の規定の適用を受ける主な事務は、次のとおりである。 ・　事業者が従業員等から個人番号の提供を受けて、これを給与所得の源泉徴収票、給与支払報告書、健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届等の必要な書類に記載して、税務署長、市区町村長、日本年金機構等に提出する事務（同法第９条第４項） ・　金融機関が顧客から個人番号の提供を受けて、これを配当等の支払調書に記載して税務署長に提出する事務（同法第９条第４項） ・　［略］ ・　激甚災害が発生したとき等において、金融機関が個人番号を利用して金銭を支払う事務（同法第９条第５項）	**⑵　事業者が番号法の適用を受ける場面** 全ての事業者は、個人番号の提供の求めの制限（番号法第15条）並びに特定個人情報の提供の制限（同法第19条）及び収集等の制限（同法第20条）の規定の適用を受ける。また、事業者が番号法の規定の適用を受ける主な事務は、次のとおりである。 ・　事業者が従業員等から個人番号の提供を受けて、これを給与所得の源泉徴収票、給与支払報告書、健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届等の必要な書類に記載して、税務署長、市区町村長、日本年金機構等に提出する事務（同法第９条第３項） ・　金融機関が顧客から個人番号の提供を受けて、これを配当等の支払調書に記載して税務署長に提出する事務（同法第９条第３項） ・　［同左］ ・　激甚災害が発生したとき等において、金融機関が個人番号を利用して金銭を支払う事務（同法第９条第４項）

改正後	改正前
さらに、事業者が、行政機関等又は他の事業者から個人番号を取り扱う事務の委託を受けた場合も、番号法の適用を受ける。	さらに、事業者が、行政機関等又は他の事業者から個人番号を取り扱う事務の委託を受けた場合も、番号法の適用を受ける。
第３－３　［略］	**第３－３**　［同左］
第３－４　番号法の特定個人情報に関する保護措置 **⑴　保護措置の概要** ［略］	**第３－４　番号法の特定個人情報に関する保護措置** **⑴　保護措置の概要** ［同左］
ア　特定個人情報の利用制限 個人情報保護法は、個人情報の利用目的についてできる限り特定（個人情報保護法第17条）した上で、原則として当該利用目的の範囲内でのみ利用することができるとしている（同法第18条）が、個人情報を利用することができる事務の範囲については特段制限していない。 これに対し、番号法においては、個人番号を利用することができる範囲について、社会保障、税及び災害対策に関する特定の事務に限定している（番号法第９条）。また、本来の利用目的を超えて例外的に特定個人情報を利用することができる範囲について、個人情報保護法における個人情報の利用の場合よりも限定的に定めている（同法第30条第２項）。さらに、必要な範囲を超えた特定個人情報ファイルの作成を禁止している（同法第29条）。	**ア　特定個人情報の利用制限** 個人情報保護法は、個人情報の利用目的についてできる限り特定（個人情報保護法第15条）した上で、原則として当該利用目的の範囲内でのみ利用することができるとしている（同法第16条）が、個人情報を利用することができる事務の範囲については特段制限していない。 これに対し、番号法においては、個人番号を利用することができる範囲について、社会保障、税及び災害対策に関する特定の事務に限定している（番号法第９条）。また、本来の利用目的を超えて例外的に特定個人情報を利用することができる範囲について、個人情報保護法における個人情報の利用の場合よりも限定的に定めている（同法第30条第３項）。さらに、必要な範囲を超えた特定個人情報ファイルの作成を禁止している（同法第29条）。

改正後	改正前
イ　特定個人情報の安全管理措置等 個人情報保護法は、個人情報取扱事業者に対して、個人データに関する安全管理措置を講ずることとし（個人情報保護法第23条）、従業者の監督義務及び委託先の監督義務を課している（同法第24条、第25条）。 番号法においては、これらに加え、全ての事業者に対して、個人番号（生存する個人のものだけでなく死者のものも含む。）について安全管理措置を講ずることとされている（番号法第12条）。 また、個人番号関係事務又は個人番号利用事務を再委託する場合には委託者による再委託の許諾を要件とする（同法第10条）とともに、委託者の委託先に対する監督義務を課している（同法第11条）。	**イ　特定個人情報の安全管理措置等** 個人情報保護法は、個人情報取扱事業者に対して、個人データに関する安全管理措置を講ずることとし（個人情報保護法第20条）、従業者の監督義務及び委託先の監督義務を課している（同法第21条、第22条）。 番号法においては、これらに加え、全ての事業者に対して、個人番号（生存する個人のものだけでなく死者のものも含む。）について安全管理措置を講ずることとされている（番号法第12条）。 また、個人番号関係事務又は個人番号利用事務を再委託する場合には委託者による再委託の許諾を要件とする（同法第10条）とともに、委託者の委託先に対する監督義務を課している（同法第11条）。
ウ　特定個人情報の提供制限等 個人情報保護法は、個人情報取扱事業者に対し、個人データについて、法令の規定に基づく場合等を除くほか、本人の同意を得ないで、第三者に提供することを認めていない（個人情報保護法第27条）。 番号法においては、特定個人情報の提供について、個人番号の利用制限と同様に、個人情報保護法における個人情報の提供の場合よりも限定的に定めている（番号法第19条）。また、何人も、特定個人情報の提供を受けることが	**ウ　特定個人情報の提供制限等** 個人情報保護法は、個人情報取扱事業者に対し、個人データについて、法令の規定に基づく場合等を除くほか、本人の同意を得ないで、第三者に提供することを認めていない（個人情報保護法第23条）。 番号法においては、特定個人情報の提供について、個人番号の利用制限と同様に、個人情報保護法における個人情報の提供の場合よりも限定的に定めている（番号法第19条）。また、何人も、特定個人情報の提供を受けることが

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>認められている場合を除き、他人（自己と同一の世帯に属する者以外の者をいう。）に対し、個人番号の提供を求めてはならない（同法第15条）。
　さらに、特定個人情報の収集又は保管についても同様の制限を定めている（同法第20条）。
　なお、本人から個人番号の提供を受ける場合には、本人確認を義務付けている（同法第16条）。

⑵　［略］

⑶　罰則の強化
［略］</td><td>認められている場合を除き、他人（自己と同一の世帯に属する者以外の者をいう。）に対し、個人番号の提供を求めてはならない（同法第15条）。
　さらに、特定個人情報の収集又は保管についても同様の制限を定めている（同法第20条）。
　なお、本人から個人番号の提供を受ける場合には、本人確認を義務付けている（同法第16条）。

⑵　［同左］

⑶　罰則の強化
［同左］</td></tr>
<tr><td>
<table>
<tr><th>項番</th><th>行為</th><th colspan="2">番号法</th><th>個人情報保護法の類似規定</th></tr>
<tr><td rowspan="2">①</td><td rowspan="2">［略］</td><td>［略］</td><td>［略］</td><td rowspan="2">［略］</td></tr>
<tr><td>［略］</td><td>［略］</td></tr>
<tr><td rowspan="2">②</td><td rowspan="2">［略］</td><td>［略］</td><td>［略］</td><td>１年以下の懲役又は50万円以下の罰金（第174条）</td></tr>
<tr><td>［略］</td><td>［略］</td><td>１億円以下の罰金（第179条第１項第１号）</td></tr>
<tr><td>③</td><td>［略］</td><td>［略］</td><td>［略］</td><td>［略］</td></tr>
<tr><td>④</td><td>［略］</td><td>［略］</td><td>［略］</td><td>［略］</td></tr>
<tr><td>⑤</td><td>［略］</td><td>［略］</td><td>［略］</td><td>［略］</td></tr>
<tr><td>⑥</td><td>［略］</td><td>［略］</td><td>［略］</td><td>１年以下の懲役又は100万円以下の罰金（第173条）</td></tr>
</table>
</td><td>
<table>
<tr><th>項番</th><th>行為</th><th colspan="2">番号法</th><th>個人情報保護法の類似規定</th></tr>
<tr><td rowspan="2">①</td><td rowspan="2">［同左］</td><td>［同左］</td><td>［同左］</td><td rowspan="2">［同左］</td></tr>
<tr><td>［同左］</td><td>［同左］</td></tr>
<tr><td rowspan="2">②</td><td rowspan="2">［同左］</td><td>［同左］</td><td>［同左］</td><td>１年以下の懲役又は50万円以下の罰金（第84条）</td></tr>
<tr><td>［同左］</td><td>［同左］</td><td>１億円以下の罰金（第87条第１項第１号）</td></tr>
<tr><td>③</td><td>［同左］</td><td>［同左］</td><td>［同左］</td><td>［同左］</td></tr>
<tr><td>④</td><td>［同左］</td><td>［同左］</td><td>［同左］</td><td>［同左］</td></tr>
<tr><td>⑤</td><td>［同左］</td><td>［同左］</td><td>［同左］</td><td>［同左］</td></tr>
<tr><td>⑥</td><td>［同左］</td><td>［同左］</td><td>［同左］</td><td>１年以下の懲役又は100万円以下の罰金（第83条）</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

改正後					
			［略］	［略］	１億円以下の罰金（第179条第１項第１号）
	⑦	［略］	［略］	［略］	50万円以下の罰金（第177条、第179条第１項第２号）
	⑧	［略］	［略］	［略］	［略］

第３－５　［略］

第３－６　特定個人情報の漏えい等事案が発生した場合の対応

個人データの漏えい等事案が発生した場合、個人情報取扱事業者は個人情報保護法、「個人情報の保護に関する法律施行規則」（平成28年個人情報保護委員会規則第３号）及び個人情報保護法ガイドライン等に基づき報告等が求められているところであるが、特定個人情報の漏えい等事案が発生した場合、事業者には、番号法第29条の４、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第29条の４第１項及び第２項に基づく特定個人情報の漏えい等に関する報告等に関する規則」（平成27年特定個人情報保護委員会規則第５号）及び本ガイドライン「（別添２）特定個人情報の漏えい等に関する報告等（事業者編）」に基づき報告等が求められる。

第３－７　［略］

第４　各論

第４－１　特定個人情報の利用制限

改正前					
			［同左］	［同左］	１億円以下の罰金（第87条第１項第１号）
	⑦	［同左］	［同左］	［同左］	50万円以下の罰金（第85条、第87条第１項第２号）
	⑧	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］

第３－５　［同左］

第３－６　特定個人情報の漏えい等事案が発生した場合の対応

個人データの漏えい等事案が発生した場合、個人情報取扱事業者は個人情報保護法、「個人情報の保護に関する法律施行規則」及び個人情報保護法ガイドライン等に基づき報告等が求められているところであるが、特定個人情報の漏えい等事案が発生した場合、事業者には、番号法第29条の４、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第29条の４第１項及び第２項に基づく特定個人情報の漏えい等に関する報告等に関する規則」（平成27年特定個人情報保護委員会規則第５号）及び本ガイドライン「（別添２）特定個人情報の漏えい等に関する報告等（事業者編）」に基づき報告等が求められる。

第３－７　［同左］

第４　各論

第４－１　特定個人情報の利用制限

改正後	改正前
第４－１－(1)　個人番号の利用制限	**第４－１－(1)　個人番号の利用制限**
要点 ［略］ （関係条文） ・番号法　第９条、第30条第２項 ・個人情報保護法　第18条	**要点** ［同左］ （関係条文） ・番号法　第９条、第30条第３項 ・個人情報保護法　第16条
1　個人番号の原則的な取扱い ［略］ ＊　［略］ （注）「個人番号」には、個人番号に対応して、当該個人番号に代わって用いられる番号等も含まれる（番号法第２条第８項）。例えば、数字をアルファベットに読み替えるという法則に従って、個人番号をアルファベットに置き換えた場合であっても、当該アルファベットは「個人番号」に該当することとなる。また、個人番号の一部のみを用いたものや、不可逆に変換したものであっても、個人番号の唯一無二性や悉皆性等の特性を利用して個人の特定に用いている場合等は、個人番号に該当するものと判断されることがある。一方、事業者が、社員を管理するために付している社員番号等（当該社員の個人番号を一定の法則に従って変換したものではないもの）は、「個人番号」には該当しない。	**1　個人番号の原則的な取扱い** ［同左］ ＊　［同左］ （注）「個人番号」には、個人番号に対応して、当該個人番号に代わって用いられる番号等も含まれる（番号法第２条第８項）。例えば、数字をアルファベットに読み替えるという法則に従って、個人番号をアルファベットに置き換えた場合であっても、当該アルファベットは「個人番号」に該当することとなる。一方、事業者が、社員を管理するために付している社員番号等（当該社員の個人番号を一定の法則に従って変換したものではないもの）は、「個人番号」には該当しない。

改正後	改正前
Ａ　個人番号を利用することができる事務の範囲 **ａ　個人番号利用事務**（番号法第９条第１項から第３項） ［略］ **ｂ　個人番号関係事務**（番号法第９条第４項） ［略］	**Ａ　個人番号を利用することができる事務の範囲** **ａ　個人番号利用事務**（番号法第９条第１項及び第２項） ［同左］ **ｂ　個人番号関係事務**（番号法第９条第３項） ［同左］
Ｂ　利用目的を超えた個人番号の利用禁止 **ａ　利用目的を超えた個人番号の利用禁止**（番号法第30条第２項により読み替えて適用される個人情報保護法第18条第１項） 個人情報取扱事業者は、個人番号の利用目的をできる限り特定しなければならない（個人情報保護法第17条第１項）が、その特定の程度としては、利用目的を単に抽象的、一般的に特定するのではなく、個人情報と同様に、本人が、自らの個人番号がどのような目的で利用されるのかを一般的かつ合理的に予想できる程度に具体的に特定することが望ましい。 番号法は、個人情報保護法とは異なり、本人の同意があったとしても、利用目的を超えて特定個人情報を利用してはならないと定めている。 したがって、個人番号についても利用目的（個人番号を利用できる事務の範囲で特定した利用目的）の範囲内でのみ利用することができる。利用目的を超えて個人番	**Ｂ　利用目的を超えた個人番号の利用禁止** **ａ　利用目的を超えた個人番号の利用禁止**（番号法第30条第３項により読み替えて適用される個人情報保護法第16条第１項） 個人情報取扱事業者は、個人番号の利用目的をできる限り特定しなければならない（個人情報保護法第15条第１項）が、その特定の程度としては、利用目的を単に抽象的、一般的に特定するのではなく、個人情報と同様に、本人が、自らの個人番号がどのような目的で利用されるのかを一般的かつ合理的に予想できる程度に具体的に特定することが望ましい。 番号法は、個人情報保護法とは異なり、本人の同意があったとしても、利用目的を超えて特定個人情報を利用してはならないと定めている。 したがって、個人番号についても利用目的（個人番号を利用できる事務の範囲で特定した利用目的）の範囲内でのみ利用することができる。利用目的を超えて個人番

改正後	改正前
号を利用する必要が生じた場合には、当初の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲内で利用目的を変更して、本人への通知等を行うことにより、変更後の利用目的の範囲内で個人番号を利用することができる（個人情報保護法第17条第２項、第21条第３項）。 （利用目的の範囲内として利用が認められる場合） ［略］ （利用目的の変更が認められる場合） ［略］	号を利用する必要が生じた場合には、当初の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲内で利用目的を変更して、本人への通知等を行うことにより、変更後の利用目的の範囲内で個人番号を利用することができる（個人情報保護法第15条第２項、第18条第３項）。 （利用目的の範囲内として利用が認められる場合） ［同左］ （利用目的の変更が認められる場合） ［同左］
b　合併等の場合（番号法第30条第２項により読み替えて適用される個人情報保護法第18条第２項） ［略］	**b　合併等の場合**（番号法第30条第３項により読み替えて適用される個人情報保護法第16条第２項） ［同左］
2　例外的な取扱いができる場合 ［略］	**2　例外的な取扱いができる場合** ［同左］
a　金融機関が激甚災害時等に金銭の支払を行う場合（番号法第９条第５項、第30条第２項により読み替えて適用される個人情報保護法第18条第３項第１号、番号法施行令(注)第10条、激甚災害が発生したとき等においてあらかじめ締結した契約に基づく金銭の支払を行うために必要な限度で行う個人番号	**a　金融機関が激甚災害時等に金銭の支払を行う場合**（番号法第９条第４項、第30条第３項により読み替えて適用される個人情報保護法第16条第３項第１号、番号法施行令(注)第10条、激甚災害が発生したとき等においてあらかじめ締結した契約に基づく金銭の支払を行うために必要な限度で行う個人番号

改正後	改正前
の利用に関する内閣府令（平成27年内閣府令第74号）） ［略］ **ｂ　人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難である場合**（番号法第30条第２項により読み替えて適用される個人情報保護法第18条第３項第２号） ［略］ **第４－１－(2)**　［略］ **第４－２　特定個人情報の安全管理措置等** **第４－２－(1)　委託の取扱い** **要点** ［略］ （関係条文） ・番号法　第10条、第11条 ・個人情報保護法　第25条 **1　委託先の監督**（番号法第11条、個人情報保護法第25条） ［略］ **2**　［略］	の利用に関する内閣府令（平成27年内閣府令第74号）） ［同左］ **ｂ　人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難である場合**（番号法第30条第３項により読み替えて適用される個人情報保護法第16条第３項第２号） ［同左］ **第４－１－(2)**　［同左］ **第４－２　特定個人情報の安全管理措置等** **第４－２－(1)　委託の取扱い** **要点** ［同左］ （関係条文） ・番号法　第10条、第11条 ・個人情報保護法　第22条 **1　委託先の監督**（番号法第11条、個人情報保護法第22条） ［同左］ **2**　［同左］

改正後	改正前
第４－２－⑵　安全管理措置	**第４－２－⑵　安全管理措置**
●　**安全管理措置**（番号法第12条、個人情報保護法第23条、第24条） ［略］ （注）［略］ ※　［略］	●　**安全管理措置**（番号法第12条、個人情報保護法第20条、第21条） ［同左］ （注）［同左］ ※　［同左］
第４－３　特定個人情報の提供制限等 **第４－３－⑴　個人番号の提供の要求**	**第４－３　特定個人情報の提供制限等** **第４－３－⑴　個人番号の提供の要求**
要点 ［略］ （関係条文） ［略］	**要点** ［同左］ （関係条文） ［同左］
1　**提供の要求**（番号法第14条第１項） 事業者は、個人番号関係事務又は個人番号利用事務を行うため、本人又は他の個人番号関係事務実施者若しくは個人番号利用事務実施者から個人番号の提供を受ける必要がある。番号法第14条第１項は、個人番号関係事務実施者又は個人番号利用事務実施者（同法第９条第３項の規定により情報提供用個人識別符号を利用する者を除く。以下この項及び2において同じ。）が個人番号	1　**提供の要求**（番号法第14条第１項） 事業者は、個人番号関係事務又は個人番号利用事務を行うため、本人又は他の個人番号関係事務実施者若しくは個人番号利用事務実施者から個人番号の提供を受ける必要がある。番号法第14条第１項は、個人番号関係事務実施者又は個人番号利用事務実施者が個人番号の提供を求めるための根拠となる規定である。

改正後	改正前
の提供を求めるための根拠となる規定である。 　個人番号関係事務実施者又は個人番号利用事務実施者は、本条により、個人番号関係事務又は個人番号利用事務を処理するために必要がある場合、本人又は他の個人番号関係事務実施者若しくは個人番号利用事務実施者に対し個人番号の提供を求めることとなる。 **［Ａ・Ｂ　略］**	個人番号関係事務実施者又は個人番号利用事務実施者は、本条により、個人番号関係事務又は個人番号利用事務を処理するために必要がある場合、本人又は他の個人番号関係事務実施者若しくは個人番号利用事務実施者に対し個人番号の提供を求めることとなる。 **［Ａ・Ｂ　同左］**
２　［略］	**２**　［同左］
第４－３－⑵　個人番号の提供の求めの制限、特定個人情報の提供制限	**第４－３－⑵　個人番号の提供の求めの制限、特定個人情報の提供制限**
要点 　［略］ （関係条文） ・番号法　第15条、第19条、第30条第２項 ・個人情報保護法　第27条	**要点** 　［同左］ （関係条文） ・番号法　第15条、第19条、第30条第３項 ・個人情報保護法　第23条
１　［略］	**１**　［同左］
２　**特定個人情報の提供制限**（番号法第19条） 　［略］	**２**　**特定個人情報の提供制限**（番号法第19条） 　［同左］

改正後	改正前
Ａ　「提供」の意義について 「提供」とは、法的な人格を超える特定個人情報の移動を意味するものであり、同一法人の内部等の法的な人格を超えない特定個人情報の移動は「提供」ではなく「利用」に当たり、利用制限（番号法第９条、第29条、第30条第２項）に従うこととなる。 なお、個人情報保護法においては、特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合には、第三者提供に当たらないとしている（個人情報保護法第27条第５項第３号）が、番号法においては、個人情報保護法第27条第５項第３号の適用を除外している（番号法第30条第２項）ことから、この場合も通常の「提供」に当たり、提供制限（同法第14条から第16条まで、第19条、第20条、第30条第２項）に従うこととなる。 ＊　［略］ ＊　［略］ ＊　［略］ ＊　［略］ **Ｂ　特定個人情報を提供できる場合**（番号法第19条第１号から第17号まで） ［略］	**Ａ　「提供」の意義について** 「提供」とは、法的な人格を超える特定個人情報の移動を意味するものであり、同一法人の内部等の法的な人格を超えない特定個人情報の移動は「提供」ではなく「利用」に当たり、利用制限（番号法第９条、第29条、第30条第３項）に従うこととなる。 なお、個人情報保護法においては、特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合には、第三者提供に当たらないとしている（個人情報保護法第23条第５項第３号）が、番号法においては、個人情報保護法第23条第５項第３号の適用を除外している（番号法第30条第３項）ことから、この場合も通常の「提供」に当たり、提供制限（同法第14条から第16条まで、第19条、第20条、第30条第３項）に従うこととなる。 ＊　［同左］ ＊　［同左］ ＊　［同左］ ＊　［同左］ **Ｂ　特定個人情報を提供できる場合**（番号法第19条第１号から第17号まで） ［同左］

改正後	改正前
ａ　個人番号利用事務実施者からの提供（第１号） 個人番号利用事務実施者（同法第９条第３項の規定により情報提供用個人識別符号を利用する者を除く。以下この号において同じ。）が、個人番号利用事務を処理するために、必要な限度で本人、代理人又は個人番号関係事務実施者に特定個人情報を提供する場合である。 ＊［略］ ［**ｂ～ｇ**　略］ **ｈ　各議院審査等その他公益上の必要があるときの提供**（第15号、番号法施行令第25条、同施行令別表） ①各議院の審査、調査の手続、②訴訟手続その他の裁判所における手続、③裁判の執行、④刑事事件の捜査、⑤租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査、⑥会計検査院の検査が行われるとき、⑦公益上の必要があるときには、特定個人情報を提供することができる。⑦の公益上の必要があるときは、番号法施行令第25条で定められており、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号）の規定による犯則事件の調査（番号法施行令別表第２号）、「金融商品取引法」（昭和23年法律第25号）の規定による犯則事件の調査（同表第４号）、租税調査（同表第８号）、個人情報保護法の規定による報告徴収（同表第19	**ａ　個人番号利用事務実施者からの提供**（第１号） 個人番号利用事務実施者が、個人番号利用事務を処理するために、必要な限度で本人、代理人又は個人番号関係事務実施者に特定個人情報を提供する場合である。 ＊［同左］ ［**ｂ～ｇ**　同左］ **ｈ　各議院審査等その他公益上の必要があるときの提供**（第15号、番号法施行令第25条、同施行令別表） ①各議院の審査、調査の手続、②訴訟手続その他の裁判所における手続、③裁判の執行、④刑事事件の捜査、⑤租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査、⑥会計検査院の検査が行われるとき、⑦公益上の必要があるときには、特定個人情報を提供することができる。⑦の公益上の必要があるときは、番号法施行令第25条で定められており、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号）の規定による犯則事件の調査（番号法施行令別表第２号）、「金融商品取引法」（昭和23年法律第25号）の規定による犯則事件の調査（同表第４号）、租税調査（同表第８号）、個人情報保護法の規定による報告徴収（同表第19

改正後	改正前
号）、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（平成19年法律第22号）の規定による届出（同表第21号）等がある。	号）、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（平成19年法律第22号）の規定による届出（同表第23号）等がある。
ⅰ　［略］	ⅰ　［同左］
Ｃ　個人情報保護法上の第三者提供との違い 個人情報保護法は、個人情報取扱事業者に対し、個人データについて、本人の同意がある場合、法令の規定に基づく場合等には、第三者に提供することができることとしている。 番号法においては、全ての事業者を対象に、同法第19条で特定個人情報を提供できる場合を限定的に定めており、特定個人情報の提供については、個人情報保護法第27条は適用されない。 特定個人情報の提供を求められた場合には、その提供を求める根拠が、番号法第19条各号に該当するものかどうかをよく確認し、同条各号に該当しない場合には、特定個人情報を提供してはならない。	**Ｃ　個人情報保護法上の第三者提供との違い** 個人情報保護法は、個人情報取扱事業者に対し、個人データについて、本人の同意がある場合、法令の規定に基づく場合等には、第三者に提供することができることとしている。 番号法においては、全ての事業者を対象に、同法第19条で特定個人情報を提供できる場合を限定的に定めており、特定個人情報の提供については、個人情報保護法第23条は適用されない。 特定個人情報の提供を求められた場合には、その提供を求める根拠が、番号法第19条各号に該当するものかどうかをよく確認し、同条各号に該当しない場合には、特定個人情報を提供してはならない。
＊　個人情報保護法第33条に基づく開示の請求、同法第34条に基づく訂正等の請求又は同法第35条に基づく利用停止等の請求において、本人から個人番号を付して請求が行われた場合や本人に対しその個人番号又は特定個人情報を提供する場合は、番号法第19条各号に定めはないものの、法の解釈上当然に特定個人情報の提供が認められるべ	＊　個人情報保護法第28条に基づく開示の請求、同法第29条に基づく訂正等の請求又は同法第30条に基づく利用停止等の請求において、本人から個人番号を付して請求が行われた場合や本人に対しその個人番号又は特定個人情報を提供する場合は、番号法第19条各号に定めはないものの、法の解釈上当然に特定個人情報の提供が認められるべ

改正後	改正前
き場合であり、特定個人情報を提供することができる。	き場合であり、特定個人情報を提供することができる。
第４－３－⑶　収集・保管制限	**第４－３－⑶　収集・保管制限**
要点 ［略］ （関係条文） ・番号法　第20条 ・個人情報保護法　第22条	**要点** ［同左］ （関係条文） ・番号法　第20条 ・個人情報保護法　第19条
●　［略］	●　［同左］
Ａ　［略］	**Ａ　［同左］**
Ｂ　保管制限と廃棄	**Ｂ　保管制限と廃棄**
個人番号は、番号法で限定的に明記された事務を処理するために収集又は保管されるものであるから、それらの事務を行う必要がある場合に限り特定個人情報を保管し続けることができる。また、個人番号が記載された書類等については、所管法令によって一定期間保存が義務付けられているものがあるが、これらの書類等に記載された個人番号については、その期間保管することとなる。 一方、それらの事務を処理する必要がなくなった場合で、所管法令において定められている保存期間を経過した場合には、個人番号をできるだけ速やかに廃棄又は削除しなければならない。なお、その個人番号部分を復元できな	個人番号は、番号法で限定的に明記された事務を処理するために収集又は保管されるものであるから、それらの事務を行う必要がある場合に限り特定個人情報を保管し続けることができる。また、個人番号が記載された書類等については、所管法令によって一定期間保存が義務付けられているものがあるが、これらの書類等に記載された個人番号については、その期間保管することとなる。 一方、それらの事務を処理する必要がなくなった場合で、所管法令において定められている保存期間を経過した場合には、個人番号をできるだけ速やかに廃棄又は削除しなければならない。なお、その個人番号部分を復元できな

改正後	改正前
い程度にマスキング又は削除した上で保管を継続することは可能であるが、それが個人データに該当する場合において、利用する必要がなくなったときは、その個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない（個人情報保護法第22条）。	い程度にマスキング又は削除した上で保管を継続することは可能であるが、それが個人データに該当する場合において、利用する必要がなくなったときは、その個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない（個人情報保護法第19条）。
＊ ［略］ ＊ ［略］ ＊ ［略］ ＊ ［略］	＊ ［同左］ ＊ ［同左］ ＊ ［同左］ ＊ ［同左］
※ ［略］	※ ［同左］
第４－３－(4)　本人確認	**第４－３－(4)　本人確認**
● **本人確認**（番号法第16条） 本人確認については、番号法、番号法施行令、番号法施行規則(注)及び個人番号利用事務実施者（番号法第９条第３項の規定により情報提供用個人識別符号を利用する者を除く。）が認める方法に従うこととなるため、適切に対応する必要がある。	● **本人確認**（番号法第16条） 本人確認については、番号法、番号法施行令、番号法施行規則(注)及び個人番号利用事務実施者が認める方法に従うこととなるため、適切に対応する必要がある。
（注）［略］	（注）［同左］
〈参考１：本人確認の概要〉	**〈参考１：本人確認の概要〉**

改正後	改正前
［略］ **①　［略］** **②　本人の代理人から個人番号の提供を受ける場合** **ｉ　書類の提示を受ける場合等** 「代理権確認書類」＋「代理人の身元確認書類」＋「本人の番号確認書類」 （令12②一）→ 戸籍謄本、委任状等 （令12②二）→ 個人番号カード、運転免許証等 （令12②三）→ 本人に係る個人番号カード等 （規６①一、二）→ 困難な場合 （規６①三）→ 代理人が法人の場合（規６②） 電話による場合（規９③） （規７①）→ 代理人が法人の場合 （規７②）→ 困難な場合 （規９①）→ 財務大臣等の特則（規９②） 電話による場合（規９③） 特定の個人と同一の者であることが明らかな場合（規９④） （規８）→ 困難な場合（規９⑤）	［同左］ **①　［同左］** **②　本人の代理人から個人番号の提供を受ける場合** **ｉ　書類の提示を受ける場合等** 「代理権確認書類」＋「代理人の身元確認書類」＋「本人の番号確認書類」 （令12③一）→ 戸籍謄本、委任状等 （令12③二）→ 個人番号カード、運転免許証等 （令12③三）→ 本人に係る個人番号カード等 （規６①一、二）→ 困難な場合 （規６①三）→ 代理人が法人の場合（規６②） 電話による場合（規９③） （規７①）→ 代理人が法人の場合 （規７②）→ 困難な場合 （規９①）→ 財務大臣等の特則（規９②） 電話による場合（規９③） 特定の個人と同一の者であることが明らかな場合（規９④） （規８）→ 困難な場合（規９⑤）

改正後	改正前
ⅱ ［略］ ※ ［略］ **〈参考２：通知カードの廃止に係る経過措置〉** ［略］	ⅱ ［同左］ ※ ［同左］ **〈参考２：通知カードの廃止に係る経過措置〉** ［同左］
第４－４　第三者提供の停止に関する取扱い	**第４－４　第三者提供の停止に関する取扱い**
要点 ［略］ （関係条文） ・番号法　第30条第２項 ・個人情報保護法　第35条	**要点** ［同左］ （関係条文） ・番号法　第30条第３項 ・個人情報保護法　第30条
● **第三者提供の停止**（番号法第30条第２項により読み替えて適用される個人情報保護法第35条第３項及び第４項） ［略］ ※ なお、個人情報保護法第58条により適用されない同法別表第２に掲げる法人はこの限りではない。	● **第三者提供の停止**（番号法第30条第３項により読み替えて適用される個人情報保護法第30条第３項及び第４項） ［同左］ ［加える。］
第４－５　［略］	**第４－５**　［同左］
第４－６　個人情報保護法の主な規定 個人情報取扱事業者（同法第58条第２項の規定により同法第	**第４－６　個人情報保護法の主な規定** 個人情報取扱事業者は、特定個人情報の適正な取扱いについ

改正後	改正前
16条第２項に規定する個人情報取扱事業者とみなされる独立行政法人労働者健康安全機構を含む。）は、特定個人情報の適正な取扱いについて、次のとおり個人情報保護法の適用を受けるので留意する必要がある（番号法第30条第２項により個人情報保護法第18条第３項第３号から第６号まで、第20条第２項及び第27条から第30条までの規定は適用除外）。 　なお、個人情報保護法第58条で適用が除外されている規定はこの限りではない。	て、次のとおり個人情報保護法の適用を受けるので留意する必要がある（番号法第30条第３項により個人情報保護法第16条第３項第３号及び第４号、第17条第２項並びに第23条から第26条までの規定は適用除外）。
Ａ　利用目的の特定（個人情報保護法第17条） ［略］	**Ａ　利用目的の特定**（個人情報保護法第15条） ［同左］
Ｂ　利用目的の通知等（個人情報保護法第21条） ［略］	**Ｂ　利用目的の通知等**（個人情報保護法第18条） ［同左］
Ｃ　不適正な利用の禁止（個人情報保護法第19条） 　個人情報取扱事業者は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。	［加える。］
Ｄ　データ内容の正確性の確保等（個人情報保護法第22条） ［略］	**Ｃ　データ内容の正確性の確保等**（個人情報保護法第19条） ［同左］
Ｅ　適正取得（個人情報保護法第20条第１項）	**Ｄ　適正取得**（個人情報保護法第17条第１項）

改正後	改正前
［略］	［同左］
F　漏えい等の報告等（個人情報保護法第26条） **a　委員会への報告**（第１項） 個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失、毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして個人情報保護法施行規則第７条で定めるものが生じたときは、個人情報保護法施行規則第８条で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。ただし、当該個人情報取扱事業者が、他の個人情報取扱事業者又は行政機関等から当該個人データの取扱いの全部又は一部の委託を受けた場合であって、個人情報保護法施行規則第９条で定めるところにより、当該事態が生じた旨を当該他の個人情報取扱事業者に通知したときは、この限りでない。 **b　本人への通知**（第２項） ａに規定する場合には、個人情報取扱事業者（同項ただし書の規定による通知をした者を除く。）は、本人に対し、個人情報保護法施行規則第10条で定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。	［加える。］

改正後	改正前
G　保有個人データに関する事項の公表等（個人情報保護法第32条、個人情報保護法施行令第10条） **a　保有個人データに関する事項の公表**（第１項） 個人情報取扱事業者は、保有個人データに関し、ｉ当該個人情報取扱事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名、ii 全ての保有個人データの利用目的（Ｂｄｉからiiiまでに該当する場合を除く。）、iii利用目的の通知、開示、訂正等、利用停止等による請求に応じる手続等、ivｉからiiiまでに掲げるもののほか、保有個人データの適正な取扱いの確保に関し必要な事項として個人情報保護法施行令第10条で定めるものについて、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならない。	**E　保有個人データに関する事項の公表等**（個人情報保護法第27条、個人情報保護法施行令第８条） **a　保有個人データに関する事項の公表**（第１項） 個人情報取扱事業者は、保有個人データに関し、ｉ当該個人情報取扱事業者の氏名又は名称、ii 全ての保有個人データの利用目的（Ｂｄｉからiiiまでに該当する場合を除く。）、iii利用目的の通知、開示、訂正等、利用停止等による請求に応じる手続等、ivｉからiiiまでに掲げるもののほか、保有個人データの適正な取扱いの確保に関し必要な事項として個人情報保護法施行令第８条で定めるものについて、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならない。
［b・c　略］	**［b・c　同左］**
H　開示（個人情報保護法第33条） **a　開示の請求**（第１項） 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データの電磁的記録の提供による方法その他の個人情報保護法施行規則第30条で定める方法による開示を請求することができる。	**F　開示**（個人情報保護法第28条、個人情報保護法施行令第９条） **a　開示の請求**（第１項） 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データの開示を請求することができる。

改正後	改正前
b　開示（第２項） 個人情報取扱事業者は、ａの規定による請求を受けたときは、本人に対し、ａの規定により当該本人が請求した方法（当該方法による開示に多額の費用を要する場合その他の当該方法による開示が困難である場合にあっては、書面の交付による方法）により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより、ⅰ本人等の権利利益を害するおそれがある場合、ⅱ当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合、ⅲ他の法令に違反することとなる場合のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。	**b　開示**（第２項） 個人情報取扱事業者は、ａの規定による請求を受けたときは、本人に対し、個人情報保護法施行令第９条で定める方法により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより、ⅰ本人等の権利利益を害するおそれがある場合、ⅱ当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合、ⅲ他の法令に違反することとなる場合のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。
c　本人に対する通知（第３項） 個人情報取扱事業者は、ａの規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について開示しない旨の決定をしたとき、又は当該保有個人データが存在しないとき、又はａの規定により本人が請求した方法による開示が困難であるときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。	**c　本人に対する通知**（第３項） 個人情報取扱事業者は、ａの規定による請求に係る保有個人データの全部又は一部について開示しない旨の決定をしたとき、又は当該保有個人データが存在しないときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。
d　［略］	**d　［同左］**
Ⅰ　訂正等（個人情報保護法第34条） **a　訂正等の請求**（第１項）	**Ｇ　訂正等**（個人情報保護法第29条） **a　訂正等の請求**（第１項）

改正後	改正前
本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないときは、当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下Ｉにおいて「訂正等」という。）を請求することができる。	本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないときは、当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下Ｇにおいて「訂正等」という。）を請求することができる。
［ｂ・ｃ　略］	［ｂ・ｃ　同左］
Ｊ　利用停止等（個人情報保護法第35条）	**Ｈ　利用停止等**（個人情報保護法第30条）
ａ　利用停止等の請求（第１項）	**ａ　利用停止等の請求**（第１項）
本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データが第４－１－⑴１Ｂ（利用目的を超えた個人番号の利用禁止）の規定に違反して取り扱われているとき若しくはＣ又はＥの規定に違反して取得されたものであるときは、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下Ｊにおいて「利用停止等」という。）を請求することができる。	本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データが第４－１－⑴１Ｂ（利用目的を超えた個人番号の利用禁止）の規定に違反して取り扱われているとき又はＤの規定に違反して取得されたものであるときは、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下Ｈにおいて「利用停止等」という。）を請求することができる。
ｂ　［略］	**ｂ**　［同左］
ｃ　利用停止等又は第三者への提供の停止の請求（第５項）	［加える。］
本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データを当該個人情報取扱事業者が利用する必要がなくなった場合、Ｆに規定する事態が生じた場合その他当該本人が識別される保有個人データの取扱いにより当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合には、当該保有個人	

改正後	改正前
データの利用停止等又は第三者への提供の停止を請求することができる。	
ｄ　利用停止等又は第三者への提供の停止（第６項） 　個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の利用停止等又は第三者への提供の停止を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。	［加える。］
ｅ　本人に対する通知（第７項） 　個人情報取扱事業者は、ａ若しくはｃの規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は第４－４（第三者提供の停止に関する取扱い）若しくはｃの規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。	**ｃ　本人に対する通知**（第５項） 　個人情報取扱事業者は、ａの規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は第４－４（第三者提供の停止に関する取扱い）の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

改正後	改正前
Ｋ　理由の説明（個人情報保護法第36条） 個人情報取扱事業者は、Ｇｃ、Ｈｃ、Ｉｃ又はＪｅの規定により、本人から求められ、又は請求された措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。	**Ｉ　理由の説明**（個人情報保護法第31条） 個人情報取扱事業者は、Ｅｃ、Ｆｃ、Ｇｃ又はＨｃの規定により、本人から求められ、又は請求された措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。
Ｌ　開示等の請求等に応じる手続（個人情報保護法第37条、個人情報保護法施行令第12条、第13条） **ａ　開示等の請求の受付方法**（第１項） 個人情報取扱事業者は、Ｇｂの規定による求め又はＨａ、Ｉａ若しくはＪａ、第４－４（第三者提供の停止に関する取扱い）若しくはＪｃの規定による請求（以下Ｌにおいて「開示等の請求等」という。）に関し、個人情報保護法施行令第12条で定めるところにより、その求め又は請求を受け付ける方法を定めることができる。この場合において、本人は、当該方法に従って、開示等の請求等を行わなければならない。	**Ｊ　開示等の請求等に応じる手続**（個人情報保護法第32条、個人情報保護法施行令第10条、第11条） **ａ　開示等の請求の受付方法**（第１項） 個人情報取扱事業者は、Ｅｂの規定による求め又はＦａ、Ｇａ若しくはＨａ若しくは第４－４（第三者提供の停止に関する取扱い）の規定による請求（以下Ｊ及び個人情報保護法第53条第１項において「開示等の請求等」という。）に関し、個人情報保護法施行令第10条で定めるところにより、その求め又は請求を受け付ける方法を定めることができる。この場合において、本人は、当該方法に従って、開示等の請求等を行わなければならない。
ｂ　［略］	**ｂ　［同左］**
ｃ　代理人（第３項） 開示等の請求等は、個人情報保護法施行令第13条で定めるところにより、代理人によってすることができる。	**ｃ　代理人**（第３項） 開示等の請求等は、個人情報保護法施行令第11条で定めるところにより、代理人によってすることができる。

改正後	改正前
d ［略］	**d** ［同左］
M　手数料（個人情報保護法第38条）	**K　手数料**（個人情報保護法第33条）
a　手数料の徴収（第１項） 個人情報取扱事業者は、Ｇｂの規定による利用目的の通知を求められたとき、又はＨａの規定による開示の請求を受けたときは、当該措置の実施に関し、手数料を徴収することができる。	**a　手数料の徴収**（第１項） 個人情報取扱事業者は、Ｅｂの規定による利用目的の通知を求められたとき、又はＦａの規定による開示の請求を受けたときは、当該措置の実施に関し、手数料を徴収することができる。
b ［略］	**b** ［同左］
N　事前の請求（個人情報保護法第39条）	**L　事前の請求**（個人情報保護法第34条）
a　事前の請求（第１項） 本人は、Ｈａ、Ｉａ又はＪａ、第４－４（第三者提供の停止に関する取扱い）若しくはＪｃの規定による請求に係る訴えを提起しようとするときは、その訴えの被告となるべき者に対し、あらかじめ、当該請求を行い、かつ、その到達した日から２週間を経過した後でなければ、その訴えを提起することができない。ただし、当該訴えの被告となるべき者がその請求を拒んだときは、この限りでない。	**a　事前の請求**（第１項） 本人は、Ｆａ、Ｇａ又はＨａ若しくは第４－４（第三者提供の停止に関する取扱い）の規定による請求に係る訴えを提起しようとするときは、その訴えの被告となるべき者に対し、あらかじめ、当該請求を行い、かつ、その到達した日から２週間を経過した後でなければ、その訴えを提起することができない。ただし、当該訴えの被告となるべき者がその請求を拒んだときは、この限りでない。
b ［略］	**b** ［同左］

改正後	改正前
ｃ　仮処分命令の申立てについての準用（第３項） ａ及びｂの規定は、Ｈａ、Ｉａ又はＪａ、第４－４（第三者提供の停止に関する取扱い）若しくはＪｃの規定による請求に係る仮処分命令の申立てについて準用する。	**ｃ　仮処分命令の申立てについての準用**（第３項） ａ及びｂの規定は、Ｆａ、Ｇａ又はＨａ若しくは第４－４（第三者提供の停止に関する取扱い）の規定による請求に係る仮処分命令の申立てについて準用する。
Ｏ　苦情の処理（個人情報保護法第40条） ［略］	**Ｍ　苦情の処理**（個人情報保護法第35条） ［同左］
第４－７　個人番号利用事務実施者である健康保険組合等における措置等 ［略］	**第４－７　個人番号利用事務実施者である健康保険組合等における措置等** ［同左］
１　地方公共団体情報システム機構に対する機構保存本人確認情報についての提供の要求（番号法第14条第２項、番号法施行令第11条） 健康保険組合等の個人番号利用事務実施者（番号法第９条第３項の規定により情報提供用個人識別符号を利用する者を除く。以下本項において同じ。）のうち番号法施行令第11条で定める者（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）別表第１から別表第４までの上欄に掲げる者）は、個人番号利用事務の対象者の個人番号が判明していない場合等、個人番号利用事務を処理するために必要があるときは、地方公共団体情報システム機構に対し、個人番号等の機構保存本人確認情報の提供を求めることができる。	**１　地方公共団体情報システム機構に対する機構保存本人確認情報についての提供の要求**（番号法第14条第２項、番号法施行令第11条） 健康保険組合等の個人番号利用事務実施者のうち番号法施行令第11条で定める者（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）別表第１から別表第４までの上欄に掲げる者）は、個人番号利用事務の対象者の個人番号が判明していない場合等、個人番号利用事務を処理するために必要があるときは、地方公共団体情報システム機構に対し、個人番号等の機構保存本人確認情報の提供を求めることができる。

改正後	改正前
2　情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の情報連携等 ［略］ **Ａ　情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の情報連携** ［略］ ※　［略］ **ａ　情報提供ネットワークシステム**（番号法第21条、第26条） ［略］ 〈参考〉取得番号の取扱いに係る留意事項 情報連携に必要な情報提供用個人識別符号（番号法第９条第３項に規定する情報提供用個人識別符号をいう。）の取得に当たって用いられる符号である取得番号（同法第21条の２第２項に規定する取得番号をいう。）に関しては、同条第３項において、「情報照会者又は情報提供者は、情報提供用個人識別符号の取得に係る事務を行う目的の達成に必要な範囲を超えて、取得番号を保有してはならない」旨、及び同条第６項において、「取得番号の提供を受けた者は、その提供を受けた目的の達成に必要な範囲を超えて、当該取得番号を保有してはならない」旨、それぞれ規定されている。	**2　情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の情報連携等** ［同左］ **Ａ　情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の情報連携** ［同左］ ※　［同左］ **ａ　情報提供ネットワークシステム**（番号法第21条、第26条） ［同左］ 〈参考〉取得番号の取扱いに係る留意事項 情報連携に必要な情報提供用個人識別符号（番号法第21条の２第１項に規定する情報提供用個人識別符号をいう。）の取得に当たって用いられる符号である取得番号（同条第２項に規定する取得番号をいう。）に関しては、同条第３項において、「情報照会者又は情報提供者は、情報提供用個人識別符号の取得に係る事務を行う目的の達成に必要な範囲を超えて、取得番号を保有してはならない」旨、及び同条第６項において、「取得番号の提供を受けた者は、その提供を受けた目的の達成に必要な範囲を超えて、当該取得番号を保有してはならない」旨、それぞれ規定されている。

改正後	改正前
したがって、情報連携を行う事業者である健康保険組合等及び取得番号の提供を受けた者は、情報提供用個人識別符号の取得後、当該情報提供用個人識別符号の取得に係る事務を処理する必要がなくなった場合には、取得番号を削除する必要がある。	したがって、情報連携を行う事業者である健康保険組合等及び取得番号の提供を受けた者は、情報提供用個人識別符号の取得後、当該情報提供用個人識別符号の取得に係る事務を処理する必要がなくなった場合には、取得番号を削除する必要がある。
b ［略］	**b** ［同左］
B　情報提供等の記録（番号法第23条、第26条、番号法施行令第29条、第30条） ［略］	**B　情報提供等の記録**（番号法第23条、第26条、番号法施行令第29条、第29条の２） ［同左］
C ［略］	**C** ［同左］
D　情報提供等の記録の取扱い（番号法第31条第３項） 情報提供等の記録については、番号法第31条第３項によって個人情報保護法が準用又は読み替えて準用されることから、次のとおり取り扱わなければならない。 この場合、情報提供等の記録については、情報提供ネットワークシステムと接続された中間サーバーにおいて保管、管理されていることから、中間サーバーにおける適正な取扱いが確保されなければならない。	**D　情報提供等の記録の取扱い**（番号法第31条第４項） 情報提供等の記録については、番号法第31条第４項によって独立行政法人等個人情報保護法が準用又は読み替えて準用されることから、次のとおり取り扱わなければならない。 この場合、情報提供等の記録については、情報提供ネットワークシステムと接続された中間サーバーにおいて保管、管理されていることから、中間サーバーにおける適正な取扱いが確保されなければならない。
a　利用目的を超えた利用の禁止（番号法第31条第３項により	**a　利用目的を超えた利用の禁止**（番号法第31条第４項により

改正後	改正前
読み替えて準用される個人情報保護法第69条第１項）	読み替えて準用される独立行政法人等個人情報保護法第９条第１項）
［略］	［同左］
b　利用目的の特定（番号法第31条第３項により準用される個人情報保護法第61条第１項及び第３項） **［略］**	**b　利用目的の特定**（番号法第31条第４項により準用される独立行政法人等個人情報保護法第３条第１項及び第３項） **［同左］**
c　正確性の確保（番号法第31条第３項により準用される個人情報保護法第65条） **［略］**	**c　正確性の確保**（番号法第31条第４項により準用される独立行政法人等個人情報保護法第６条） **［同左］**
d　保有の制限（番号法第31条第３項により準用される個人情報保護法第61条第２項） **［略］**	**d　保有の制限**（番号法第31条第４項により準用される独立行政法人等個人情報保護法第３条第２項） **［同左］**
e　適正取得（番号法第31条第３項により準用される個人情報保護法第64条） **［略］**	**e　適正取得**（番号法第31条第４項により準用される独立行政法人等個人情報保護法第５条） **［同左］**
f　安全確保の措置（番号法第31条第３項により準用される個人情報保護法第66条第１項（同条第２項（第１号及び第４号（同項第１号に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）において準用する場合も含む。））	**f　安全確保の措置**（番号法第31条第４項により準用される独立行政法人等個人情報保護法第７条）

改正後	改正前
［略］	［同左］
g　従業者の義務（番号法第31条第３項により準用される個人情報保護法第67条） ［略］	**g　従業者の義務**（番号法第31条第４項により準用される独立行政法人等個人情報保護法第８条） ［同左］
h　開示 情報提供等の記録の開示については、個人情報保護法第76条から第84条まで、第86条、第87条、第89条第３項から第５項までが準用される。なお、次に掲げる事項については、番号法第31条第３項によって読み替えて準用されるため留意する必要がある。	**h　開示** 情報提供等の記録の開示については、独立行政法人等個人情報保護法第12条から第20条まで、第23条、第24条及び第26条が準用される。なお、次に掲げる事項については、番号法第31条第４項によって読み替えて準用されるため留意する必要がある。
［削る。］	①　**開示請求の代理人**（番号法第31条第４項により読み替えて準用される独立行政法人等個人情報保護法第12条第２項、第13条第２項、第14条第１号） 法定代理人だけではなく、任意代理人による開示請求が可能となっていることから、これに適切に対応しなければならない。
①　**第三者に対する意見書提出の機会の付与等**（番号法第31条第３項により読み替えて準用される個人情報保護法第86条第１項、番号法第31条第３項により準用される個人情報保護法第86条第２項）	②　**第三者に対する意見書提出の機会の付与等**（番号法第31条第４項により読み替えて準用される独立行政法人等個人情報保護法第23条第１項、番号法第31条第４項により準用される独立行政法人等個人情報保護法第23条第２

改正後	改正前
［略］	項） ［同左］
② **開示の手数料**（番号法第31条第３項により読み替えて準用される個人情報保護法第89条第３項） ［略］	③ **開示の手数料**（番号法第31条第４項により読み替えて準用される独立行政法人等個人情報保護法第26条第１項） ［同左］
ⅰ　訂正等 情報提供等の記録の訂正等については、個人情報保護法第90条から第95条まで及び第97条が準用される。なお、次に掲げる事項については、番号法第31条第３項によって読み替えて準用されるため留意する必要がある。	**ⅰ　訂正等** 情報提供等の記録の訂正等については、独立行政法人等個人情報保護法第27条から第32条まで及び第35条が準用される。なお、次に掲げる事項については、番号法第31条第４項によって読み替えて準用されるため留意する必要がある。
［削る。］	① **訂正請求の代理人**（番号法第31条第４項により読み替えて準用される独立行政法人等個人情報保護法第27条第２項、第28条第２項） 開示請求と同様に、法定代理人だけではなく、任意代理人による訂正請求が可能となっていることから、これに適切に対応しなければならない。
① **情報提供等の記録の提供先への通知**（番号法第31条第３項により読み替えて準用される個人情報保護法第97条） ［略］	② **情報提供等の記録の提供先への通知**（番号法第31条第４項により読み替えて準用される独立行政法人等個人情報保護法第35条） ［同左］

改正後	改正前
j　開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等（番号法第31条第３項により準用される個人情報保護法第125条） ［略］	**j　開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等**（番号法第31条第４項により準用される独立行政法人等個人情報保護法第46条第１項） ［同左］
（別添１）特定個人情報に関する安全管理措置 （事業者編）	（別添１）特定個人情報に関する安全管理措置 （事業者編）
【目次】	**【目次】**
要点	**要点**
1　［略］ 2　**講ずべき安全管理措置の内容** ［Ａ～Ｆ　略］ **Ｇ　外的環境の把握**	1　［同左］ 2　**講ずべき安全管理措置の内容** ［Ａ～Ｆ　同左］ ［加える。］
要点 ○　［略］ ○　［略］ ○　**講ずべき安全管理措置の内容** **事業者は、安全管理措置の検討に当たり、番号法及び個人情報保護法等関係法令並びに本ガイドライン及び個人情報保護法ガイドライン等を遵守しなければならない。**	**要点** ○　［同左］ ○　［同左］ ○　**講ずべき安全管理措置の内容** **事業者は、安全管理措置の検討に当たり、番号法及び個人情報保護法等関係法令並びに本ガイドライン及び個人情報保護法ガイドライン等を遵守しなければならない。**

改正後	改正前
本ガイドラインは、次に掲げる項目に沿って記述している。→2 **［Ａ～Ｆ　略］** **Ｇ　外的環境の把握**	**本ガイドラインは、次に掲げる項目に沿って記述している。→2** **［Ａ～Ｆ　同左］** **［加える。］**
1 ［略］ 2 **講ずべき安全管理措置の内容** ［略］ ［Ａ～Ｆ　略］ **Ｇ　外的環境の把握** 事業者が、外国において特定個人情報等を取り扱う場合、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、特定個人情報等の安全の管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。	1 ［同左］ 2 **講ずべき安全管理措置の内容** ［同左］ ［Ａ～Ｆ　同左］ ［加える。］
（別添２）特定個人情報の漏えい等に関する報告等 （事業者編）	（別添２）特定個人情報の漏えい等に関する報告等 （事業者編）
【目次】［略］	**【目次】**［同左］
要点 ［略］ （関係条文） ［略］	**要点** ［同左］ （関係条文） ［同左］

改正後	改正前
［1・2　略］ **3　委員会への報告（番号法第 29 条の４第１項関係）** **Ａ　報告対象となる事態** 番号法第 29 条の４（第１項） ［略］ 規則第２条 ［略］	［1・2　同左］ **3　委員会への報告（番号法第 29 条の４第１項関係）** **Ａ　報告対象となる事態** 番号法第 29 条の４（第１項） ［同左］ 規則第２条 ［同左］
個人番号利用事務等実施者は、次の⑴から⑷までに掲げる事態（以下「報告対象事態」という。）を知ったときは、委員会に報告しなければならない（※１）（※２）。	個人番号利用事務等実施者は、次の⑴から⑷までに掲げる事態（以下「報告対象事態」という。）を知ったときは、委員会に報告しなければならない（※１）（※２）。
［⑴～⑷　略］	［⑴～⑷　同左］
［（※１）～（※３）略］ （※４）従業者による特定個人情報の持ち出しの事案について、「漏えい」が発生したおそれがある事態に該当し得る事例としては、例えば、特定個人情報を格納しているサーバや、当該サーバにアクセス権限を有する端末において、通常の業務で必要としないアクセスによりデータが窃取された痕跡が認められた場合が考えられる。	［（※１）～（※３）同左］ （※４）従業者による特定個人情報の持ち出しの事案について、「漏えい」が発生したおそれがある事態としては、例えば、特定個人情報を格納しているサーバや、当該サーバにアクセス権限を有する端末において、通常の業務で必要としないアクセスによりデータが窃取された痕跡が認められた場合が考えられる。
なお、特定個人情報について、高度な暗号化等の秘匿化がさ	なお、特定個人情報について、高度な暗号化等の秘匿化がさ

改正後	改正前
れている場合等、「高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置」が講じられている場合については、報告を要しない。	れている場合等、「高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置」が講じられている場合については、報告を要しない。
B　報告義務の主体 漏えい等報告の義務を負う主体は、規則第２条の事態に該当する特定個人情報を取り扱う個人番号利用事務等実施者である。 特定個人情報の取扱いを委託している場合においては、委託元と委託先の双方が特定個人情報を取り扱っていることになるため、報告対象事態に該当する場合には、原則として委託元と委託先の双方が報告する義務を負う。この場合、委託元及び委託先の連名で報告することができる。なお、委託先が、報告義務を負っている委託元に当該事態が発生したことを通知したときは、委託先は報告義務を免除される（3E参照）。（※） また、委託元から委託先にある特定個人情報（特定個人情報A）の取扱いを委託している場合であって、別の特定個人情報（特定個人情報B）の取扱いを委託していないときには、特定個人情報Bについて、委託元において報告対象事態が発生した場合であっても、委託先は報告義務を負わず、委託元のみが報告義務を負うことになる。	**B　報告義務の主体** 漏えい等報告の義務を負う主体は、規則第２号の事態に該当する特定個人情報を取り扱う個人番号利用事務等実施者である。 特定個人情報の取扱いを委託している場合においては、委託元と委託先の双方が特定個人情報を取り扱っていることになるため、報告対象事態に該当する場合には、原則として委託元と委託先の双方が報告する義務を負う。この場合、委託元及び委託先の連名で報告することができる。なお、委託先が、報告義務を負っている委託元に当該事態が発生したことを通知したときは、委託先は報告義務を免除される（3E参照）。（※） また、委託元から委託先にある特定個人情報（特定個人情報A）の取扱いを委託している場合であって、別の特定個人情報（特定個人情報B）の取扱いを委託していないときには、特定個人情報Bについて、委託元において報告対象事態が発生した場合であっても、委託先は報告義務を負わず、委託元のみが報告義務を負うことになる。
（※）［略］	（※）［同左］

改正後	改正前
［C～E　略］	［C～E　同左］
4　本人への通知（番号法第 29 条の４第２項）	**4　本人への通知（番号法第 29 条の４第２項）**
番号法第 29 条の４第２項 ［略］ 規則第５条関係 ［略］	番号法第 29 条の４第２項 ［同左］ 規則第５条関係 ［同左］
A　通知対象となる事態及び通知義務の主体 個人番号利用事務等実施者は、報告対象事態を知ったときは、本人への通知を行わなければならない。 通知義務を負う主体は、規則第２条の事態に該当する特定個人情報を取り扱う個人番号利用事務等実施者である。 特定個人情報の取扱いを委託している場合においては、委託元と委託先の双方が特定個人情報を取り扱っていることになるため、それぞれ通知の対象事態に該当する場合には、原則として委託元と委託先の双方が通知する義務を負う。この場合、委託元及び委託先の連名で通知することができる。 漏えい等した特定個人情報の本人に対して円滑に通知を行う観点から、委託元及び委託先は連携するなどして、適切な方法で通知を行うことが望ましい。 なお、特定個人情報の取扱いを委託している場合において、委託先が、報告義務を負っている委託元に3C(1)から(9)までに掲げる事項のうち、その時点で把握しているものを通知したと	**A　通知対象となる事態及び通知義務の主体** 個人番号利用事務等実施者は、報告対象事態を知ったときは、本人への通知を行わなければならない。 通知義務を負う主体は、規則第２条の事態に該当する特定個人情報を取り扱う個人番号利用事務等実施者である。 特定個人情報の取扱いを委託している場合において、委託先が、報告義務を負っている委託元に3C(1)から(9)までに掲げる事項のうち、その時点で把握しているものを通知したときは、

改正後	改正前
きは、委託先は報告義務を免除されるとともに、本人への通知義務も免除される。	委託先は報告義務を免除されるとともに、本人への通知義務も免除される。
B　［略］	**B　［同左］**
C　通知の内容	**C　通知の内容**
本人へ通知すべき事項については、漏えい等報告における報告事項のうち、「概要」（規則第３条第１項第１号）、「特定個人情報の項目」（同項第２号）、「原因」（同項第４号）、「二次被害又はそのおそれの有無及びその内容」（同項第５号）及び「その他参考となる事項」（同項第９号）（※）に限られている。これらの事項が全て判明するまで本人への通知をする必要がないというものではなく、本人への通知は、「当該事態の状況に応じて速やかに」行う必要がある（4 B（通知の時間的制限）参照）。	本人へ通知すべき事項については、漏えい等報告における報告事項のうち、「概要」（規則第３条第１項第１号）、「特定個人情報の項目」（同項第２号）、「原因」（同項第４号）、「二次被害又はそのおそれの有無及びその内容」（同項第５号）及び「その他参考となる事項」（同項第９号）（※）に限られている。これらの事項が全て判明するまで本人への通知をする必要がないというものではなく、本人への通知は、「当該事態の状況に応じて速やかに」行う必要がある（4 B（通知の時間的制限）参照）。
本人への通知については、「本人の権利利益を保護するために必要な範囲において」行うものである。そのため、通知によって被害が拡大するおそれがある場合には、その時点で通知を要するものではないが、そのような場合であっても、当該おそれがなくなった後は、速やかに通知する必要がある。	本人への通知については、「本人の権利利益を保護するために必要な範囲において」行うものである。
また、当初報告対象事態に該当すると判断したものの、その後実際には報告対象事態に該当していなかったことが判明した場合には、本人への通知が「本人の権利利益を保護するために	また、当初報告対象事態に該当すると判断したものの、その後実際には報告対象事態に該当していなかったことが判明した場合には、本人への通知が「本人の権利利益を保護するために

改正後	改正前
必要な範囲において」行うものであることに鑑み、本人への通知は不要である。	必要な範囲において」行うものであることに鑑み、本人への通知は不要である。
【本人の権利利益を保護するために必要な範囲において通知を行う事例】	**【本人の権利利益を保護するために必要な範囲において通知を行う事例】**
［略］	［同左］
［**Ｄ・Ｅ**　略］	［**Ｄ・Ｅ**　同左］
（別冊）金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン **目次**	**（別冊）金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン** **目次**
［略］	［同左］
※　［略］	※　［同左］
〈参考〉［略］	〈参考〉［同左］
別冊の位置付け　［略］	**別冊の位置付け**　［同左］
１　特定個人情報の利用制限	**１　特定個人情報の利用制限**
１－(1)　個人番号の利用制限	**１－(1)　個人番号の利用制限**
要点 ［略］	**要点** ［同左］

改正後	改正前
（関係条文） ・番号法　第９条、第30条第２項 ・個人情報保護法　第18条	（関係条文） ・番号法　第９条、第30条第３項 ・個人情報保護法　第16条
1　個人番号の原則的な取扱い ［略］ ＊［略］ （注）「個人番号」には、個人番号に対応して、当該個人番号に代わって用いられる番号等も含まれる（番号法第２条第８項）。例えば、数字をアルファベットに読み替えるという法則に従って、個人番号をアルファベットに置き換えた場合であっても、当該アルファベットは「個人番号」に該当することとなる。また、個人番号の一部のみを用いたものや、不可逆に変換したものであっても、個人番号の唯一無二性や悉皆性等の特性を利用して個人の特定に用いている場合等は、個人番号に該当するものと判断されることがある。一方、金融機関が、顧客を管理するために付している顧客番号等（当該顧客の個人番号を一定の法則に従って変換したものではないもの）は、「個人番号」には該当しない。	**1　個人番号の原則的な取扱い** ［同左］ ＊［同左］ （注）「個人番号」には、個人番号に対応して、当該個人番号に代わって用いられる番号等も含まれる（番号法第２条第８項）。例えば、数字をアルファベットに読み替えるという法則に従って、個人番号をアルファベットに置き換えた場合であっても、当該アルファベットは「個人番号」に該当することとなる。一方、金融機関が、顧客を管理するために付している顧客番号等（当該顧客の個人番号を一定の法則に従って変換したものではないもの）は、「個人番号」には該当しない。
Ａ　個人番号関係事務（番号法第９条第４項） ［略］	**Ａ　個人番号関係事務**（番号法第９条第３項） ［同左］
Ｂ　利用目的を超えた個人番号の利用禁止 **ａ　利用目的を超えた個人番号の利用禁止**（番号法第30条第２	**Ｂ　利用目的を超えた個人番号の利用禁止** **ａ　利用目的を超えた個人番号の利用禁止**（番号法第30条第３

改正後	改正前
項により読み替えて適用される個人情報保護法第18条第１項） 金融機関は、個人番号の利用目的をできる限り特定しなければならない（個人情報保護法第17条第１項）が、その特定の程度としては、利用目的を単に抽象的、一般的に特定するのではなく、個人情報と同様に、本人が、自らの個人番号がどのような目的で利用されるのかを一般的かつ合理的に予想できる程度に具体的に特定することが望ましい。 番号法は、個人情報保護法とは異なり、本人の同意があったとしても、利用目的を超えて特定個人情報を利用してはならないと定めている。 したがって、個人番号についても利用目的（個人番号を利用できる事務の範囲で特定した利用目的）の範囲内でのみ利用することができる。利用目的を超えて個人番号を利用する必要が生じた場合には、当初の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲内で利用目的を変更して、本人への通知等を行うことにより、変更後の利用目的の範囲内で個人番号を利用することができる（個人情報保護法第17条第２項、第21条第３項）。	項により読み替えて適用される個人情報保護法第16条第１項） 金融機関は、個人番号の利用目的をできる限り特定しなければならない（個人情報保護法第15条第１項）が、その特定の程度としては、利用目的を単に抽象的、一般的に特定するのではなく、個人情報と同様に、本人が、自らの個人番号がどのような目的で利用されるのかを一般的かつ合理的に予想できる程度に具体的に特定することが望ましい。 番号法は、個人情報保護法とは異なり、本人の同意があったとしても、利用目的を超えて特定個人情報を利用してはならないと定めている。 したがって、個人番号についても利用目的（個人番号を利用できる事務の範囲で特定した利用目的）の範囲内でのみ利用することができる。利用目的を超えて個人番号を利用する必要が生じた場合には、当初の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲内で利用目的を変更して、本人への通知等を行うことにより、変更後の利用目的の範囲内で個人番号を利用することができる（個人情報保護法第15条第２項、第18条第３項）。
＊　［略］	＊　［同左］
＊　［略］	＊　［同左］

改正後	改正前
b　合併等の場合（番号法第30条第２項により読み替えて適用される個人情報保護法第18条第２項） ［略］ ＊　［略］	**b　合併等の場合**（番号法第30条第３項により読み替えて適用される個人情報保護法第16条第２項） ［同左］ ＊　［同左］
2　例外的な取扱いができる場合 ［略］	**2　例外的な取扱いができる場合** ［同左］
a　金融機関が激甚災害時等に金銭の支払を行う場合（番号法第９条第５項、第30条第２項により読み替えて適用される個人情報保護法第18条第３項第１号、番号法施行令（注）第10条、激甚災害が発生したとき等においてあらかじめ締結した契約に基づく金銭の支払を行うために必要な限度で行う個人番号の利用に関する内閣府令（平成27年内閣府令第74号）） ［略］	**a　金融機関が激甚災害時等に金銭の支払を行う場合**（番号法第９条第４項、第30条第３項により読み替えて適用される個人情報保護法第16条第３項第１号、番号法施行令（注）第10条、激甚災害が発生したとき等においてあらかじめ締結した契約に基づく金銭の支払を行うために必要な限度で行う個人番号の利用に関する内閣府令（平成27年内閣府令第74号）） ［同左］
b　人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難である場合（番号法第30条第２項により読み替えて適用される個人情報保護法第18条第３項第２号） **［略］**	**b　人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難である場合**（番号法第30条第３項により読み替えて適用される個人情報保護法第16条第３項第２号） **［同左］**
１－(2)　［略］	**１－(2)　［同左］**

改正後	改正前
２　特定個人情報の安全管理措置等	**２　特定個人情報の安全管理措置等**
２－(1)　委託の取扱い	**２－(1)　委託の取扱い**
要点 ［略］ （関係条文） ・番号法　第10条、第11条 ・個人情報保護法　第25条	**要点** ［同左］ （関係条文） ・番号法　第10条、第11条 ・個人情報保護法　第22条
1　**委託先の監督**（番号法第11条、個人情報保護法第25条） ［略］	**1**　**委託先の監督**（番号法第11条、個人情報保護法第22条） ［同左］
2　［略］	**2**　［同左］
２－(2)　安全管理措置	**２－(2)　安全管理措置**
●　**安全管理措置**（番号法第12条、個人情報保護法第23条、第24条） ［略］	●　**安全管理措置**（番号法第12条、個人情報保護法第20条、第21条） ［同左］
３　特定個人情報の提供制限等	**３　特定個人情報の提供制限等**
３－(1)　［略］	**３－(1)**　［同左］
３－(2)　個人番号の提供の求めの制限、特定個人情報の提供制限	**３－(2)　個人番号の提供の求めの制限、特定個人情報の提供制限**
要点 ［略］	**要点** ［同左］

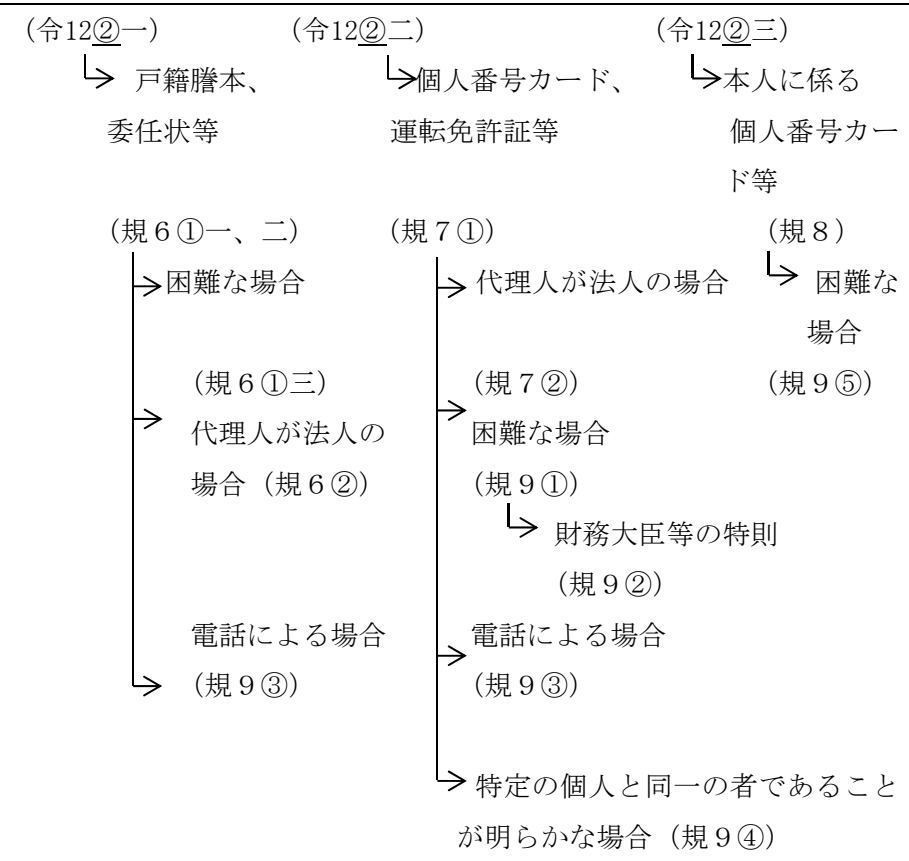
改正後	改正前
（関係条文） ・番号法　第15条、第19条、第30条第２項 ・個人情報保護法　第27条	（関係条文） ・番号法　第15条、第19条、第30条第３項 ・個人情報保護法　第23条
1 ［略］	1 ［同左］
2 **特定個人情報の提供制限**（番号法第19条） ［略］	2 **特定個人情報の提供制限**（番号法第19条） ［同左］
Ａ　「提供」の意義について 「提供」とは、法的な人格を超える特定個人情報の移動を意味するものであり、同一法人の内部等の法的な人格を超えない特定個人情報の移動は「提供」ではなく「利用」に当たり、利用制限（番号法第９条、第29条、第30条第２項）に従うこととなる。 なお、個人情報保護法においては、特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合には、第三者提供に当たらないとしている（個人情報保護法第27条第５項第３号）が、番号法においては、個人情報保護法第27条第５項第３号の適用を除外している（番号法第30条第２項）ことから、この場合も通常の「提供」に当たり、提供制限（同法第14条から第16条まで、第19条、第20条、第30条第２項）に従うこととなる。	**Ａ　「提供」の意義について** 「提供」とは、法的な人格を超える特定個人情報の移動を意味するものであり、同一法人の内部等の法的な人格を超えない特定個人情報の移動は「提供」ではなく「利用」に当たり、利用制限（番号法第９条、第29条、第30条第３項）に従うこととなる。 なお、個人情報保護法においては、特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合には、第三者提供に当たらないとしている（個人情報保護法第23条第５項第３号）が、番号法においては、個人情報保護法第23条第５項第３号の適用を除外している（番号法第30条第３項）ことから、この場合も通常の「提供」に当たり、提供制限（同法第14条から第16条まで、第19条、第20条、第30条第３項）に従うこととなる。

改正後	改正前
＊ ［略］ ＊ ［略］	＊ ［同左］ ＊ ［同左］
Ｂ　特定個人情報を提供できる場合（番号法第19条第１号から第17号まで） ［略］	**Ｂ　特定個人情報を提供できる場合**（番号法第19条第１号から第17号まで） ［同左］
［ａ～ｅ　略］	**［ａ～ｅ　同左］**
ｆ　各議院審査等その他公益上の必要があるときの提供（第15号、番号法施行令第25条、同施行令別表） ①各議院の審査、調査の手続、②訴訟手続その他の裁判所における手続、③裁判の執行、④刑事事件の捜査、⑤租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査、⑥会計検査院の検査が行われるとき、⑦公益上の必要があるときには、特定個人情報を提供することができる。⑦の公益上の必要があるときは、番号法施行令第25条で定められており、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号）の規定による犯則事件の調査（番号法施行令別表第２号）、「金融商品取引法」（昭和23年法律第25号）の規定による犯則事件の調査（同表第４号）、租税調査（同表第８号）、個人情報保護法の規定による報告徴収（同表第19号）、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（平成19	**ｆ　各議院審査等その他公益上の必要があるときの提供**（第15号、番号法施行令第25条、同施行令別表） ①各議院の審査、調査の手続、②訴訟手続その他の裁判所における手続、③裁判の執行、④刑事事件の捜査、⑤租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査、⑥会計検査院の検査が行われるとき、⑦公益上の必要があるときには、特定個人情報を提供することができる。⑦の公益上の必要があるときは、番号法施行令第25条で定められており、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号）の規定による犯則事件の調査（番号法施行令別表第２号）、「金融商品取引法」（昭和23年法律第25号）の規定による犯則事件の調査（同表第４号）、租税調査（同表第８号）、個人情報保護法の規定による報告徴収（同表第19号）、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（平成19

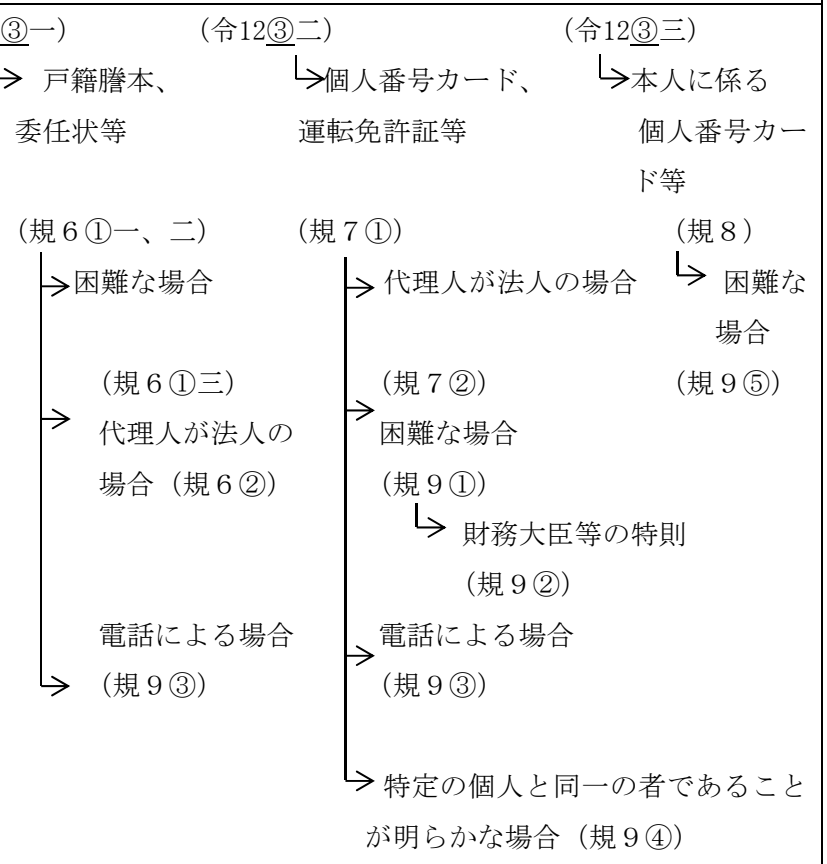
改正後	改正前
年法律第22号）の規定による届出（同表第21号）等がある。	年法律第22号）の規定による届出（同表第23号）等がある。
g　［略］	**g　［同左］**
C　個人情報保護法上の第三者提供との違い	**C　個人情報保護法上の第三者提供との違い**
個人情報保護法は、個人情報取扱事業者に対し、個人データについて、本人の同意がある場合、法令の規定に基づく場合等には、第三者に提供することができることとしている。 番号法においては、全ての事業者を対象に、同法第19条で特定個人情報を提供できる場合を限定的に定めており、特定個人情報の提供については、個人情報保護法第27条は適用されない。 特定個人情報の提供を求められた場合には、その提供を求める根拠が、番号法第19条各号に該当するものかどうかをよく確認し、同条各号に該当しない場合には、特定個人情報を提供してはならない。	個人情報保護法は、個人情報取扱事業者に対し、個人データについて、本人の同意がある場合、法令の規定に基づく場合等には、第三者に提供することができることとしている。 番号法においては、全ての事業者を対象に、同法第19条で特定個人情報を提供できる場合を限定的に定めており、特定個人情報の提供については、個人情報保護法第23条は適用されない。 特定個人情報の提供を求められた場合には、その提供を求める根拠が、番号法第19条各号に該当するものかどうかをよく確認し、同条各号に該当しない場合には、特定個人情報を提供してはならない。
＊　個人情報保護法第33条に基づく開示の請求、同法第34条に基づく訂正等の請求又は同法第35条に基づく利用停止等の請求において、本人から個人番号を付して請求が行われた場合や本人に対しその個人番号又は特定個人情報を提供する場合は、番号法第19条各号に定めはないものの、法の解釈上当然に特定個人情報の提供が認められるべき場合であり、特定個人情報を提供することができる。	＊　個人情報保護法第28条に基づく開示の請求、同法第29条に基づく訂正等の請求又は同法第30条に基づく利用停止等の請求において、本人から個人番号を付して請求が行われた場合や本人に対しその個人番号又は特定個人情報を提供する場合は、番号法第19条各号に定めはないものの、法の解釈上当然に特定個人情報の提供が認められるべき場合であり、特定個人情報を提供することができる。

改正後	改正前
３－⑶　収集・保管制限	**３－⑶　収集・保管制限**
要点 ［略］ （関係条文） ・番号法　第20条 ・個人情報保護法　第22条	**要点** ［同左］ （関係条文） ・番号法　第20条 ・個人情報保護法　第19条
●　**収集・保管の制限**（番号法第20条） ［略］	●　**収集・保管の制限**（番号法第20条） ［同左］
Ａ　［略］	**Ａ**　［同左］
Ｂ　保管制限と廃棄	**Ｂ　保管制限と廃棄**
個人番号は、番号法で限定的に明記された事務を処理するために収集又は保管されるものであるから、それらの事務を行う必要がある場合に限り特定個人情報を保管し続けることができる。また、個人番号が記載された書類等については、所管法令によって一定期間保存が義務付けられているものがあるが、これらの書類等に記載された個人番号については、その期間保管することとなる。 一方、それらの事務を処理する必要がなくなった場合で、所管法令において定められている保存期間を経過した場合には、個人番号をできるだけ速やかに廃棄又は削除しなければならない。なお、その個人番号部分を復元できない程度にマ	個人番号は、番号法で限定的に明記された事務を処理するために収集又は保管されるものであるから、それらの事務を行う必要がある場合に限り特定個人情報を保管し続けることができる。また、個人番号が記載された書類等については、所管法令によって一定期間保存が義務付けられているものがあるが、これらの書類等に記載された個人番号については、その期間保管することとなる。 一方、それらの事務を処理する必要がなくなった場合で、所管法令において定められている保存期間を経過した場合には、個人番号をできるだけ速やかに廃棄又は削除しなければならない。なお、その個人番号部分を復元できない程度にマ

改正後	改正前
スキング又は削除した上で保管を継続することは可能であるが、それが個人データに該当する場合において、利用する必要がなくなったときは、その個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない（個人情報保護法第22条）。	スキング又は削除した上で保管を継続することは可能であるが、それが個人データに該当する場合において、利用する必要がなくなったときは、その個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない（個人情報保護法第19条）。
＊　［略］	＊　［同左］
＊　［略］	＊　［同左］
＊　［略］	＊　［同左］
＊　［略］	＊　［同左］
※　［略］	※　［同左］
３－(4)　本人確認	**３－(4)　本人確認**
●　**本人確認**（番号法第16条） 本人確認については、番号法、番号法施行令、番号法施行規則(注)及び個人番号利用事務実施者（番号法第９条第３項の規定により情報提供用個人識別符号を利用する者を除く。）が認める方法に従うこととなるため、適切に対応する必要がある。	●　**本人確認**（番号法第16条） 本人確認については、番号法、番号法施行令、番号法施行規則(注)及び個人番号利用事務実施者が認める方法に従うこととなるため、適切に対応する必要がある。
（注）［略］	（注）［同左］
〈参考１：本人確認の概要〉	**〈参考１：本人確認の概要〉**
［略］	［同左］
①　［略］	**①　［同左］**
②　本人の代理人から個人番号の提供を受ける場合	**②　本人の代理人から個人番号の提供を受ける場合**
ｉ　書類の提示を受ける場合等	**ｉ　書類の提示を受ける場合等**
「代理権確認書類」＋「代理人の身元確認書類」＋「本人の番号確認書類」	「代理権確認書類」＋「代理人の身元確認書類」＋「本人の番号確認書類」

<table>
<tr>
<th>改正後</th>
<th>改正前</th>
</tr>
<tr>
<td>


ii　［略］
※　［略］
〈参考２：通知カードの廃止に係る経過措置〉
［略］

４　第三者提供の停止に関する取扱い
</td>
<td>


ii　［同左］
※　［同左］
〈参考２：通知カードの廃止に係る経過措置〉
［同左］

４　第三者提供の停止に関する取扱い
</td>
</tr>
</table>

改正後	改正前
要点 ［略］ （関係条文） ・番号法　第30条第２項 ・個人情報保護法　第35条	**要点** ［同左］ （関係条文） ・番号法　第30条第３項 ・個人情報保護法　第30条
● **第三者提供の停止**（番号法第30条第２項により読み替えて適用される個人情報保護法第35条第３項及び第４項） ［略］	● **第三者提供の停止**（番号法第30条第３項により読み替えて適用される個人情報保護法第30条第３項及び第４項） ［同左］
５　［略］	**５　［同左］**
６　個人情報保護法の主な規定 個人情報取扱事業者（同法第58条第２項の規定により同法第16条第２項に規定する個人情報取扱事業者とみなされる独立行政法人労働者健康安全機構を含む。）は、特定個人情報の取扱いについて、次のとおり個人情報保護法の適用を受けるので留意する必要がある（番号法第30条第２項により個人情報保護法第18条第３項第３号から第６号、第20条第２項及び第27条から第30条までの規定は適用除外 ）。 なお、個人情報保護法第58条で適用が除外されている規定はこの限りではない。	**６　個人情報保護法の主な規定** 個人情報取扱事業者は、特定個人情報の取扱いについて、次のとおり個人情報保護法の適用を受けるので留意する必要がある（番号法第30条第３項により個人情報保護法第16条第３項第３号及び第４号、第17条第２項並びに第23条から第26条までの規定は適用除外 ）。
Ａ　利用目的の特定（個人情報保護法第17条）	**Ａ　利用目的の特定**（個人情報保護法第15条）

改正後	改正前
［略］	［同左］
B　利用目的の通知等（個人情報保護法第21条） ［略］	**B　利用目的の通知等**（個人情報保護法第18条） ［同左］
C　不適正な利用の禁止（個人情報保護法第19条） 個人情報取扱事業者は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。	［加える。］
D　データ内容の正確性の確保等（個人情報保護法第22条） ［略］	**C　データ内容の正確性の確保等**（個人情報保護法第19条） ［同左］
E　適正取得（個人情報保護法第20条第１項） ［略］	**D　適正取得**（個人情報保護法第17条第１項） ［同左］
F　漏えい等の報告等（個人情報保護法第26条） **a　委員会への報告**（第１項） 個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失、毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして個人情報保護法施行規則第７条で定めるものが生じたときは、個人情報保護法施行規則第８条で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。ただ	［加える。］

改正後	改正前
し、当該個人情報取扱事業者が、他の個人情報取扱事業者又は行政機関等から当該個人データの取扱いの全部又は一部の委託を受けた場合であって、個人情報保護法施行規則第９条で定めるところにより、当該事態が生じた旨を当該他の個人情報取扱事業者又は行政機関等に通知したときは、この限りでない。 **b　本人への通知**（第２項） ａに規定する場合には、個人情報取扱事業者（同項ただし書の規定による通知をした者を除く。）は、本人に対し、個人情報保護法施行規則第10条で定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。	
G　保有個人データに関する事項の公表等（個人情報保護法第32条、個人情報保護法施行令第10条） **a　保有個人データに関する事項の公表**（第１項） 個人情報取扱事業者は、保有個人データに関し、ｉ当該個人情報取扱事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名、ii全ての保有個人データの利用目的（Ｂｄｉからiiiまでに該当する場合を除く。）、iii利用目的の通知、開示、訂正等、利用停止等による請求に応じる手続等、ivｉからiiiまでに掲げるもののほか、保有個人データの適正な取扱いの確保に関し必要な事項として個人情報保護法施行令第	**E　保有個人データに関する事項の公表等**（個人情報保護法第27条、個人情報保護法施行令第８条） **a　保有個人データに関する事項の公表**（第１項） 個人情報取扱事業者は、保有個人データに関し、ｉ当該個人情報取扱事業者の氏名又は名称、ii全ての保有個人データの利用目的（Ｂｄｉからiiiまでに該当する場合を除く。）、iii利用目的の通知、開示、訂正等、利用停止等による請求に応じる手続等、ivｉからiiiまでに掲げるもののほか、保有個人データの適正な取扱いの確保に関し必要な事項として個人情報保護法施行令第８条で定めるものについて、本人の知り得る状態（本人

改正後	改正前
10条で定めるものについて、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならない。	の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならない。
［b・c　略］	［b・c　同左］
H　開示（個人情報保護法第33条） **a　開示の請求**（第１項） 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データの電磁的記録の提供による方法その他の個人情報保護法施行規則第30条で定める方法による開示を請求することができる。	**F　開示**（個人情報保護法第28条、個人情報保護法施行令第９条） **a　開示の請求**（第１項） 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データの開示を請求することができる。
b　開示（第２項） 個人情報取扱事業者は、ａの規定による請求を受けたときは、本人に対し、ａの規定により当該本人が請求した方法（当該方法による開示に多額の費用を要する場合その他の当該方法による開示が困難である場合にあっては、書面の交付による方法）により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより、ｉ本人等の権利利益を害するおそれがある場合、ii当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合、iii他の法令に違反することとなる場合のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。	**b　開示**（第２項） 個人情報取扱事業者は、ａの規定による請求を受けたときは、本人に対し、個人情報保護法施行令第９条で定める方法により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより、ｉ本人等の権利利益を害するおそれがある場合、ii当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合、iii他の法令に違反することとなる場合のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

改正後	改正前
c　本人に対する通知（第３項） 個人情報取扱事業者は、ａの規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について開示しない旨の決定をしたとき、又は当該保有個人データが存在しないとき、又はａの規定により本人が請求した方法による開示が困難であるときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。	**c　本人に対する通知**（第３項） 個人情報取扱事業者は、ａの規定による請求に係る保有個人データの全部又は一部について開示しない旨の決定をしたとき、又は当該保有個人データが存在しないときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。
d　［略］	**d　［同左］**
Ｉ　訂正等（個人情報保護法第34条） **a　訂正等の請求**（第１項） 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないときは、当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下Ｉにおいて「訂正等」という。）を請求することができる。 **［ｂ・ｃ　略］**	**Ｇ　訂正等**（個人情報保護法第29条） **a　訂正等の請求**（第１項） 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないときは、当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下Ｇにおいて「訂正等」という。）を請求することができる。 **［ｂ・ｃ　同左］**
Ｊ　利用停止等（個人情報保護法第35条） **a　利用停止等の請求**（第１項） 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データが１－(1)1Ｂ（利用目的を超えた個人番号の利用禁止）の規定に違反して取り扱われているとき若しくはＣ又はＥの規定に違反して取得されたものであるときは、当該保有	**Ｈ　利用停止等**（個人情報保護法第30条） **a　利用停止等の請求**（第１項） 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データが１－(1)1Ｂ（利用目的を超えた個人番号の利用禁止）の規定に違反して取り扱われているとき又はＤの規定に違反して取得されたものであるときは、当該保有個人データ

改正後	改正前
個人データの利用の停止又は消去（以下Jにおいて「利用停止等」という。）を請求することができる。	の利用の停止又は消去（以下Hにおいて「利用停止等」という。）を請求することができる。
b　［略］	**b　［同左］**
c　利用停止等又は第三者への提供の停止の請求（第５項） 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データを当該個人情報取扱事業者が利用する必要がなくなった場合、Ｆに規定する事態が生じた場合その他当該本人が識別される保有個人データの取扱いにより当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合には、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を請求することができる。	［加える。］
d　利用停止等又は第三者への提供の停止（第６項） 個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の利用停止等又は第三者への提供の停止を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。	［加える。］

改正後	改正前
ｅ　本人に対する通知（第７項） 個人情報取扱事業者は、ａ若しくはｃの規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は４（第三者提供の停止に関する取扱い）若しくはｃの規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。	**ｃ　本人に対する通知**（第５項） 個人情報取扱事業者は、ａの規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は４（第三者提供の停止に関する取扱い）の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。
Ｋ　理由の説明（個人情報保護法第36条） 個人情報取扱事業者は、Ｇｃ、Ｈｃ、Ｉｃ又はＪｅの規定により、本人から求められ、又は請求された措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。	**Ｉ　理由の説明**（個人情報保護法第31条） 個人情報取扱事業者は、Ｅｃ、Ｆｃ、Ｇｃ又はＨｃの規定により、本人から求められ、又は請求された措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。
Ｌ　開示等の請求等に応じる手続（個人情報保護法第37条、個人情報保護法施行令第12条、第13条） **ａ　開示等の請求の受付方法**（第１項） 個人情報取扱事業者は、Ｇｂの規定による求め又はＨａ、Ｉａ若しくはＪａ、４（第三者提供の停止に関する取扱い）若しくはＪｃの規定による請求（以下Ｌにおいて「開示等の請求	**Ｊ　開示等の請求等に応じる手続**（個人情報保護法第32条、個人情報保護法施行令第10条、第11条） **ａ　開示等の請求の受付方法**（第１項） 個人情報取扱事業者は、Ｅｂの規定による求め又はＦａ、Ｇａ若しくはＨａ若しくは４（第三者提供の停止に関する取扱い）の規定による請求（以下Ｊ及び個人情報保護法第53条第１

改正後	改正前
等」という。）に関し、個人情報保護法施行令第12条で定めるところにより、その求め又は請求を受け付ける方法を定めることができる。この場合において、本人は、当該方法に従って、開示等の請求等を行わなければならない。	項において「開示等の請求等」という。）に関し、個人情報保護法施行令第10条で定めるところにより、その求め又は請求を受け付ける方法を定めることができる。この場合において、本人は、当該方法に従って、開示等の請求等を行わなければならない。
b ［略］	**b** ［同左］
c **代理人**（第３項） 開示等の請求等は、個人情報保護法施行令第13条で定めるところにより、代理人によってすることができる。	**c** **代理人**（第３項） 開示等の請求等は、個人情報保護法施行令第11条で定めるところにより、代理人によってすることができる。
d ［略］	**d** ［同左］
M **手数料**（個人情報保護法第38条） **a** **手数料の徴収**（第１項） 個人情報取扱事業者は、Ｇｂの規定による利用目的の通知を求められたとき、又はＨａの規定による開示の請求を受けたときは、当該措置の実施に関し、手数料を徴収することができる。	**K** **手数料**（個人情報保護法第33条） **a** **手数料の徴収**（第１項） 個人情報取扱事業者は、Ｅｂの規定による利用目的の通知を求められたとき、又はＦａの規定による開示の請求を受けたときは、当該措置の実施に関し、手数料を徴収することができる。
b ［略］	**b** ［同左］
N **事前の請求**（個人情報保護法第39条）	**L** **事前の請求**（個人情報保護法第34条）

改正後	改正前
ａ　事前の請求（第１項） 本人は、Ｈａ、Ｉａ又はＪａ、４（第三者提供の停止に関する取扱い）若しくはＪｃの規定による請求に係る訴えを提起しようとするときは、その訴えの被告となるべき者に対し、あらかじめ、当該請求を行い、かつ、その到達した日から２週間を経過した後でなければ、その訴えを提起することができない。ただし、当該訴えの被告となるべき者がその請求を拒んだときは、この限りでない。 **ｂ　［略］** **ｃ　仮処分命令の申立てについての準用**（第３項） ａ及びｂの規定は、Ｈａ、Ｉａ又はＪａ、４（第三者提供の停止に関する取扱い）若しくはＪｃの規定による請求に係る仮処分命令の申立てについて準用する。 **Ｏ　苦情の処理**（個人情報保護法第40条） ［略］	**ａ　事前の請求**（第１項） 本人は、Ｆａ、Ｇａ又はＨａ若しくは４（第三者提供の停止に関する取扱い）の規定による請求に係る訴えを提起しようとするときは、その訴えの被告となるべき者に対し、あらかじめ、当該請求を行い、かつ、その到達した日から２週間を経過した後でなければ、その訴えを提起することができない。ただし、当該訴えの被告となるべき者がその請求を拒んだときは、この限りでない。 **ｂ　［同左］** **ｃ　仮処分命令の申立てについての準用**（第３項） ａ及びｂの規定は、Ｆａ、Ｇａ又はＨａ若しくは４（第三者提供の停止に関する取扱い）の規定による請求に係る仮処分命令の申立てについて準用する。 **Ｍ　苦情の処理**（個人情報保護法第35条） ［同左］